

令和6年度第3回酒田市介護保険運営協議会次第

日 時：令和7年3月24日（月）
午後1時30分～午後3時
場 所：市役所第一委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協 議

- （1）令和6年度酒田市介護保険事業実施状況について（資料1）

4. 報 告

- （1）令和7年度介護保険特別会計予算の概要について（資料2）
- （2）令和7年度介護保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について（資料3）
- （3）本市における日常生活圏域及び地域包括支援センターの体制等について
(資料4)
- （4）要介護認定の迅速化にかかる取り組みについて（資料5）
- （5）在宅紙おむつ券事業の見直しについて（資料6）
- （6）通所介護事業所等の状況調査について（資料7）
- （7）介護人材確保等に関する介護事業者連絡協議会通所部会の開催について
(資料8)

5. そ の 他

6. 閉 会

令和 6 年度酒田市介護保険事業実施状況

令和 7 年 3 月

酒田市高齢者支援課

1 高齢者数の推移

(単位:人)

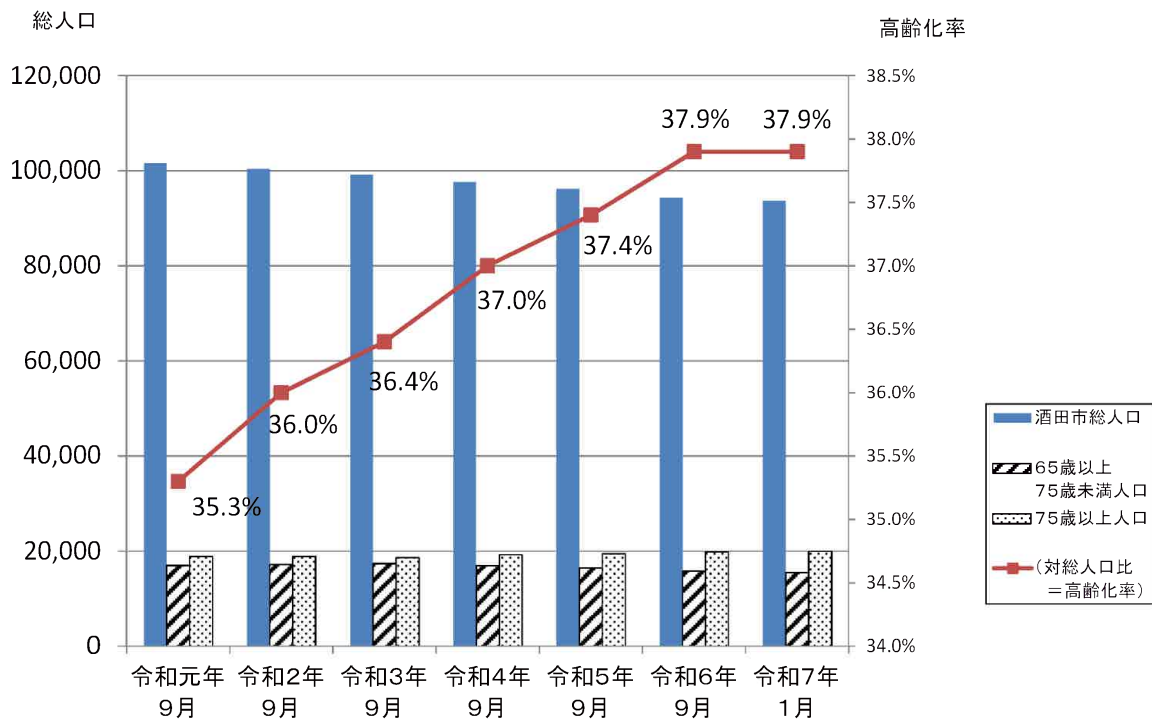
	令和元年 9月	令和2年 9月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月	令和6年 9月	令和7年 1月	第9期計画の R6年度推計	山形県	全国 (千人)
酒田市総人口	101,627	100,433	99,122	97,697	96,137	94,336	93,719	94,684	1,005,926	123,540
高齢者人口	35,918	36,109	36,065	36,190	35,955	35,716	35,497	35,881	357,626	36,220
(対総人口比 ＝高齢化率)	35.3%	36.0%	36.4%	37.0%	37.4%	37.9%	37.9%	37.9%	35.6%	29.3%
65歳以上 75歳未満人口	17,016	17,214	17,420	16,941	16,463	15,835	15,516	15,863	159,111	15,230
(対総人口比)	16.7%	17.1%	17.6%	17.3%	17.1%	16.8%	16.6%	16.8%	15.8%	12.3%
75歳以上人口	18,902	18,895	18,645	19,249	19,492	19,881	19,981	20,018	198,515	20,990
(対総人口比)	18.6%	18.8%	18.8%	19.7%	20.3%	21.1%	21.3%	21.1%	19.7%	17.0%

※酒田市の人口は各月とも「住民基本台帳」(各月末)より。

全国の人口は総務省統計局による「人口推計月報」(令和7年2月1日現在推計値)より

山形県の人口は、山形県統計企画課による「山形県の人口と世帯数(月報)」(令和7年2月1日現在)より

山形県の高齢者人口は、県の「介護保険事業報告(月報)」(令和6年12月末現在)より



- 酒田市の総人口は、令和5年9月から令和6年9月にかけて1,801人減少し、令和6年9月末時点では94,336人となっている。
- 酒田市の高齢者人口は、令和4年をピークに減少に転じ、令和6年9月末時点では35,716人と第9期計画の人口推計値を若干下回っている。
- 令和6年9月末時点の酒田市の人口を第9期計画の人口推計値と比較すると、総人口は推計値より348人少なく、高齢者人口は、推計値より165人少ない。

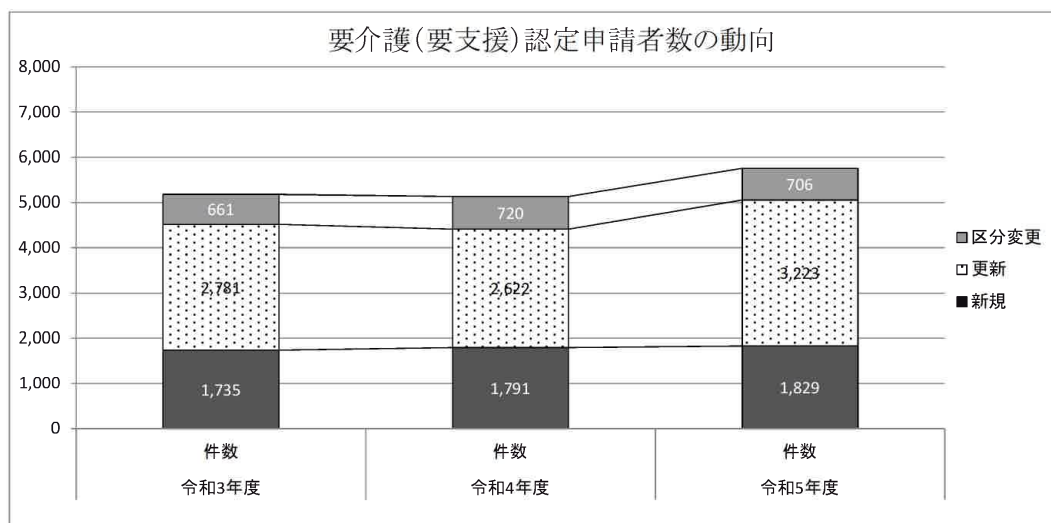
2 要介護（要支援）認定申請・審査状況の推移

（1）要介護（要支援）認定申請状況

（単位：件）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度(12月末)		
	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数
新規	1,735	30.0%	145	1,791	29.8%	149	1,829	31.3%	152	1,359	34.2%	151
更新	2,781	48.0%	232	2,622	43.7%	219	3,223	55.1%	269	2,124	53.6%	236
コロナによる 有効期間延長 (※1)	611	10.6%	51	870	14.5%	73	94	1.6%	8	0	0.0%	0
区分変更	661	11.5%	55	720	12.0%	60	706	12.1%	59	482	12.2%	54
計	5,177	100.0%	431	5,133	100.0%	428	5,758	100.0%	480	3,965	100.0%	441

※1 本来なら更新手続きを行う人のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から認定調査等が難しい人について、厚生労働省の通知に基づき、認定有効期間を1年間延長する措置。



（2）要介護認定者数の推移

（単位：人）

	平成29年 9月	平成30年 9月	令和元年 9月	令和2年 9月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月	令和6年 9月	令和6年度 推計値
要支援1	557	520	502	541	565	550	527	545	513
要支援2	816	766	822	869	906	919	905	898	894
要介護1	1,424	1,337	1,350	1,354	1,333	1,285	1,266	1,274	1,222
要介護2	1,451	1,542	1,562	1,540	1,466	1,499	1,476	1,520	1,479
要介護3	1,048	1,120	1,160	1,144	1,163	1,176	1,191	1,154	1,200
要介護4	875	890	909	947	967	1,002	928	946	923
要介護5	761	783	780	743	710	754	743	690	776
合計	6,932	6,958	7,085	7,138	7,110	7,185	7,036	7,027	7,007
うち第1号被保険者数A	6,762	6,774	6,923	6,991	6,973	7,046	6,909	6,903	6,882
うち第2号被保険者数	170	184	162	147	137	139	127	124	125
第1号被保険者数B	35,436	35,737	35,859	36,065	36,028	36,114	35,873	35,637	35,881
認定率 A/B	19.1%	19.0%	19.3%	19.4%	19.4%	19.5%	19.3%	19.4%	19.2%
チェックリスト該当者C	262	309	305	280	239	228	218	254	220
チェックリストを含む 認定者数(1号被保険者) A+C	7,024	7,083	7,228	7,271	7,212	7,274	7,127	7,157	7,102
チェックリストを含む 認定率(A+C)/B	19.8%	19.8%	20.2%	20.2%	20.0%	20.1%	19.9%	20.1%	19.8%

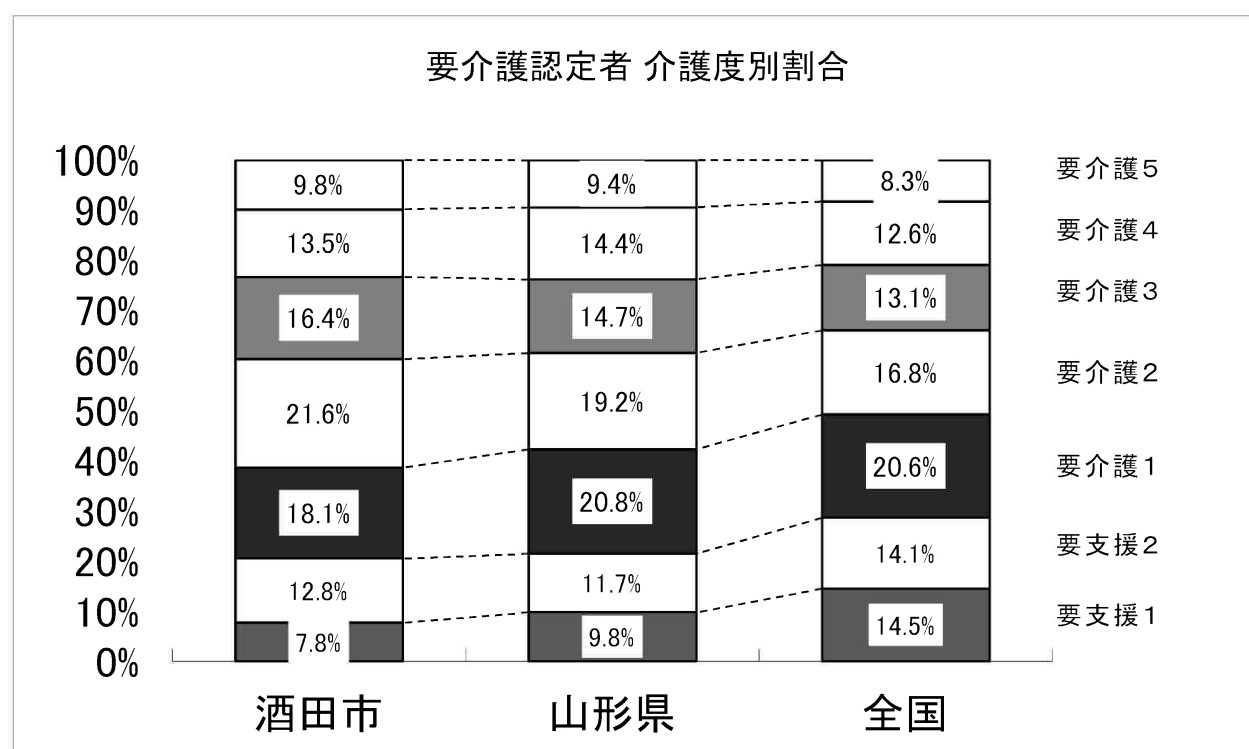
(3) 要介護認定者数

(酒田市)

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	535	880	1,252	1,494	1,135	936	671	6,903
65歳以上75歳未満	45	111	122	147	85	79	67	656
75歳以上	490	769	1,130	1,347	1,050	857	604	6,247
第2号被保険者	10	18	22	26	19	10	19	124
総 数	545	898	1,274	1,520	1,154	946	690	7,027
割 合	7.8%	12.8%	18.1%	21.6%	16.4%	13.5%	9.8%	100.0%

※介護保険事業状況報告による（令和6年9月末日現在）



※介護保険事業状況報告による（令和6年9月末日現在）

■ 令和6年9月の要介護認定者数は、合計で7,027人、認定率は19.4%となっており、推計値に近い数値となっている。

■ 酒田市の要介護認定者の介護度別の割合については、全国と比べ要支援1から要介護1の軽度者の割合が小さく要介護2から要介護5までの中・重度者の割合が大きくなっている。

3 介護サービス状況のモニタリング

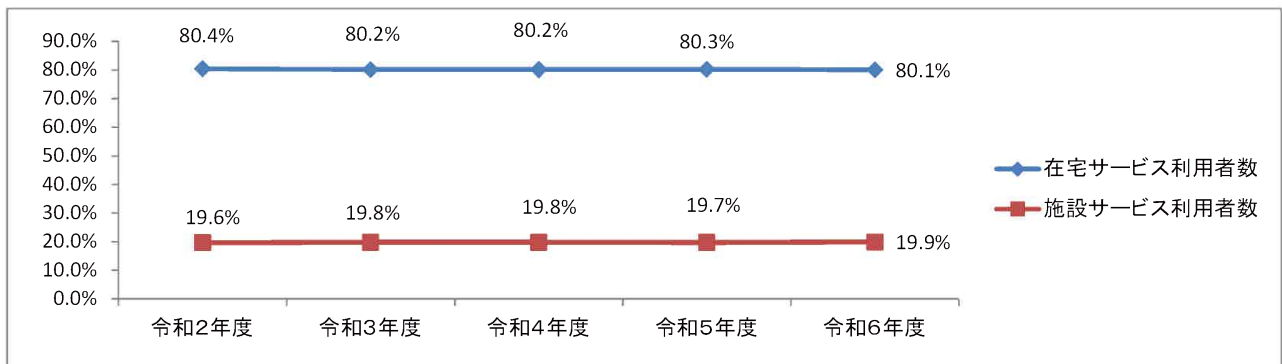
(1) サービス利用者数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
在宅サービス利用者数	4,946	80.4%	4,956	80.2%	4,936	80.2%	4,878	80.3%	4,888	80.1%
内、地域密着型サービス	913	14.7%	916	14.8%	888	14.8%	840	14.4%	814	13.3%
施設サービス利用者数	1,222	19.6%	1,223	19.8%	1,210	19.8%	1,222	19.7%	1,216	19.9%
介護老人福祉施設	752	12.2%	775	12.2%	772	12.5%	767	12.6%	756	12.4%
介護老人保健施設	457	7.1%	438	7.4%	430	7.1%	445	7.0%	442	7.2%
介護療養型医療施設	12	0.2%	10	0.2%	6	0.2%	0	0.1%	0	0.0%
介護医療院	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	10	0.0%	18	0.3%
計	6,168		6,179		6,146		6,100		6,104	

※在宅サービス利用者数は要支援・要介護度別の受給者をカウントし、利用月の数値の平均値を記載

※サービス利用者数は、同月で複数利用の場合はそれぞれで人数を計上しているため、利用実人数よりも上回っている。

※介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設を含み、地域密着型サービスには地域密着型介護老人福祉施設を含まない。



■参考／令和6年10月審査分（9月利用分）の施設入所者の重度率

実績				旧参酌標準
施設サービスの種別	利用者数	うち重度(要介護4・5)	施設重度率	目標割合
特別養護老人ホーム	617人	448人	72.6%	70%
地域密着型特養	134人	79人	59.0%	
介護老人保健施設	441人	224人	50.8%	
介護医療院	21人	18人	85.7%	
合計	1,213人	769人	63.4%	

■参考／令和6年10月審査分（9月利用分）の利用人数と費用割合

サービス種別	利用人数(人)	人数割合	給付費総額(千円)	給付費割合	1人あたり給付費	平均要介護度
在宅サービス	4,892人	80.1%	565,344	60.5%	115,565円	2.26
施設サービス	1,213人	19.9%	369,414	39.5%	304,546円	3.79

※平均要介護度について、要支援1及び要支援2は0.375で計算。

■サービス利用者数は、在宅サービス利用者約80%と施設サービス利用者約20%のほぼ同水準で推移している。

■施設重度率は、63.4%と目標割合には達していないものの近い値となっている。

■施設サービスの1人あたりの給付費は、在宅サービスの1人あたりの給付費の約2.64倍となっている。

(2) 第9期計画値との比較

①ー1 介護サービス利用量

※回数は11月利用分（9か月分＝75.0%）までの実績、その他は1月利用分（11か月分＝91.7%）までの実績

		令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	257,336	256,312	201,574	78.6%
訪問入浴介護	回数(回)	2,909	2,940	2,184	74.3%
訪問看護	回数(回)	27,701	28,600	23,087	80.7%
訪問リハビリテーション	回数(回)	15,887	16,147	13,102	81.1%
居宅療養管理指導	人数(人)	8,385	8,076	8,956	110.9%
通所介護	回数(回)	260,993	259,192	193,410	74.6%
通所リハビリテーション	回数(回)	53,983	51,588	41,919	81.3%
短期入所生活介護	日数(日)	88,383	89,460	77,716	86.9%
短期入所療養介護	日数(日)	6,184	5,848	6,463	110.5%
福祉用具貸与	人数(人)	25,699	24,924	23,823	95.6%
特定福祉用具購入費	人数(人)	368	384	353	91.9%
住宅改修費	人数(人)	183	144	163	113.2%
特定施設入居者生活介護	人数(人)	458	468	424	90.6%
2. 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	686	684	599	87.6%
夜間対応型訪問介護	人数(人)	—	—	—	—
地域密着型通所介護	回数(回)	12,807	12,960	7,361	56.8%
認知症対応型通所介護	回数(回)	15,352	15,473	10,331	66.8%
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3,749	3,600	3,550	98.6%
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2,664	2,808	2,387	85.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	1,677	1,680	1,518	90.4%
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	21	—	—	—
3. 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	7,609	7,548	6,873	91.1%
介護老人保健施設	人数(人)	5,434	5,316	4,948	93.1%
介護医療院	人数(人)	115	384	148	38.5%
4. 居宅介護支援	人数(人)	39,351	38,316	36,025	94.0%

①ー２ 介護予防サービス利用量

※回数は11月利用分（9か月分＝75.0％）までの実績、その他は1月利用分（11か月分＝91.7％）までの実績

		令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)％
1. 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	—
介護予防訪問看護	回数(回)	1,728	1,820	1,516	83.3%
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	4,320	4,675	3,370	72.1%
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	332	276	271	98.2%
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	1,751	1,656	1,673	101.0%
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	748	830	566	68.2%
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	33	0	40	皆増
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	4,725	4,620	4,493	97.3%
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	85	96	90	93.8%
介護予防住宅改修	人数(人)	89	48	66	137.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	23	12	15	125.0%
2. 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	35	0	63	皆増
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	482	468	419	89.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2	0	11	皆増
3. 介護予防支援	人数(人)	6,121	5,928	5,872	99.1%

■介護サービス利用量について、①居宅サービスでは、住宅改修、居宅療養管理指導、短期入所療養介護の執行率が高くなっている。②地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護の執行率が低くなっている。③施設サービスでは、介護医療院の執行率が低くなっている。

■介護予防サービス利用量については、短期入所生活介護等の執行率が低く、住宅改修、特定施設入所者生活介護の執行率が高くなっている。

②－１ 介護サービス給付費

※ 1月利用分（11か月分＝91.7%）までの実績

（単位：千円）

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 居宅サービス				
訪問介護	740,284	748,720	699,544	93.4%
訪問入浴介護	35,925	36,755	33,609	91.4%
訪問看護	164,569	171,882	163,180	94.9%
訪問リハビリテーション	45,415	46,330	45,432	98.1%
居宅療養管理指導	39,210	39,639	38,297	96.6%
通所介護	2,043,993	2,095,819	1,829,575	87.3%
通所リハビリテーション	473,052	461,782	451,201	97.7%
短期入所生活介護	742,613	762,801	657,586	86.2%
短期入所療養介護	68,293	65,747	75,140	114.3%
福祉用具貸与	330,303	329,984	317,164	96.1%
特定福祉用具購入費	11,523	11,360	12,207	107.5%
住宅改修費	14,494	14,045	16,075	114.5%
特定施設入居者生活介護	87,323	89,913	85,255	94.8%
2. 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	128,060	138,458	112,016	80.9%
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	119,127	121,271	81,155	66.9%
認知症対応型通所介護	159,506	159,543	133,738	83.8%
小規模多機能型居宅介護	780,673	794,594	756,322	95.2%
認知症対応型共同生活介護	682,845	711,283	636,803	89.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	472,860	481,826	443,148	92.0%
看護小規模多機能型居宅介護	3,887	—	—	—
3. 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,981,415	2,021,574	1,834,086	90.7%
介護老人保健施設	1,584,054	1,598,964	1,515,432	94.8%
介護医療院	37,968	120,608	50,009	41.5%
4. 居宅介護支援	617,269	628,858	578,133	91.9%
介護サービス(小計)→(Ⅰ)	11,364,661	11,651,756	10,565,107	90.7%

②ー２ 介護予防サービス給付費

※ 1 月利用分（11 か月分＝91.7%）までの実績

（単位：千円）

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	—
介護予防訪問看護	9,338	9,530	11,060	116.1%
介護予防訪問リハビリテーション	11,920	13,069	11,176	85.5%
介護予防居宅療養管理指導	1,451	1,508	1,268	84.1%
介護予防通所リハビリテーション	63,613	61,599	60,502	98.2%
介護予防短期入所生活介護	4,607	5,455	3,687	67.6%
介護予防短期入所療養介護	299	0	353	皆増
介護予防福祉用具貸与	23,925	23,898	22,362	93.6%
特定介護予防福祉用具購入費	2,832	2,722	2,520	92.6%
介護予防住宅改修	5,582	4,936	5,484	111.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,857	732	1,156	157.9%
2. 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	357	0	612	皆増
介護予防小規模多機能型居宅介護	34,306	35,729	32,018	89.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	235	0	2,771	皆増
3. 介護予防支援	27,572	27,335	26,835	98.2%
介護予防サービス計(小計)→(Ⅱ)	187,894	186,513	181,804	97.5%

総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	11,552,555	11,838,269	10,746,911	90.8%
--------------------------	------------	------------	------------	-------



■介護サービス給付費について、①居宅サービスでは、住宅改修、短期入所療養介護、福祉用具購入の執行率が高くなっている。②地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護の執行率が低くなっている。③施設サービスは、介護医療院の執行率が低くなっている。

■介護予防サービス給付費について、短期入所生活介護の執行率が低く、特定施設入所者生活介護、訪問看護、住宅改修の執行率が高くなっている。

■給付費全体では、執行率が90.8%でほぼ計画値どおりとなっている。

4. 特別養護老人ホーム待機者数の推移

(1) 待機者数と入所者の経年推移

(単位：人)

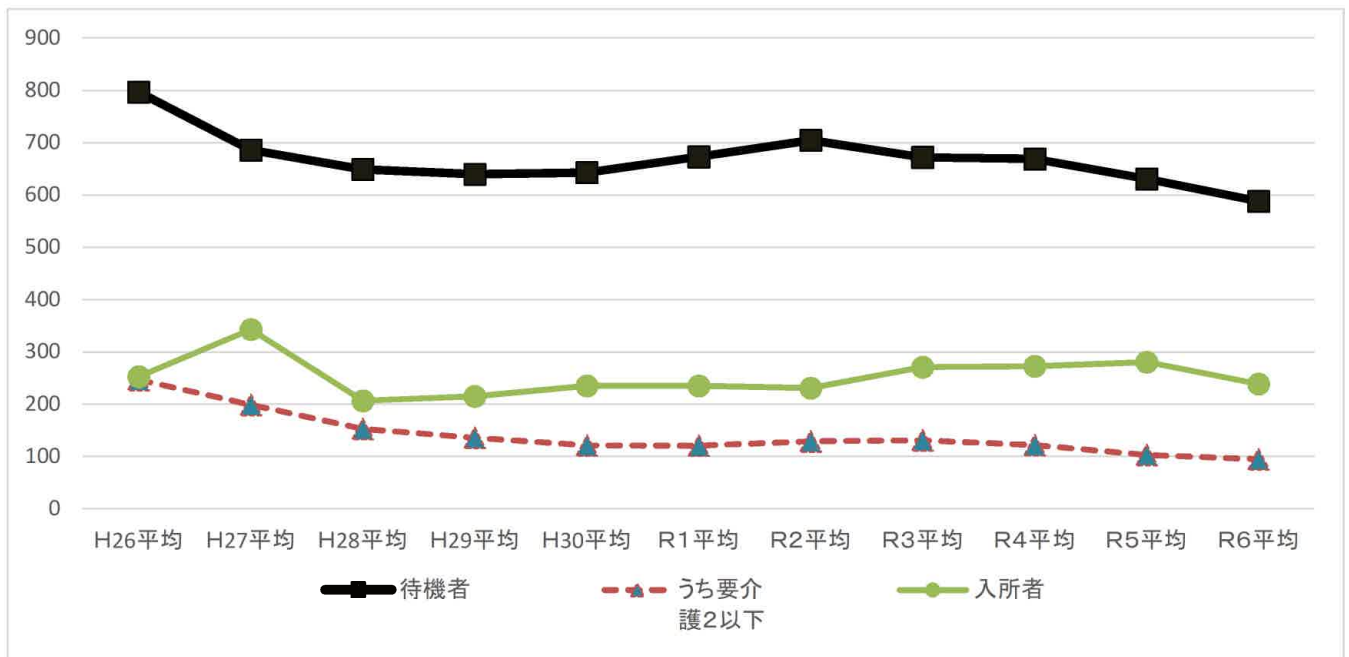
	待機者	うち要介護2以下	入所者
H26平均	797	247	253
H27平均	686	199	343
H28平均	649	153	207
H29平均	640	136	215
H30平均	643	121	235
R1平均	673	121	235
R2平均	705	129	231
R3平均	672	131	271
R4平均	669	122	273
R5平均	631	103	281
R6平均	588	95	239

※令和6年度の数值は12月末までの各月平均
なお、入所者数のみ総数で記載

(2) 待機場所内訳（令和6年12月末）

(単位：人、%)

場所	待機者	割合
在宅	315	55.0
老人保健施設	129	22.5
介護療養型医療施設	0	0.0
医療機関	35	6.1
グループホーム	42	7.3
特定施設等	3	0.5
養護老人ホーム	2	0.3
小規模多機能	47	8.2
複合施設	0	0.0
合計	573	100.0



- 待機者数は令和2年度平均値では700人を超えたものの、令和3年度平均値で672人に減少し、令和6年度12月末までの平均では588人となっている。待機者に占める要介護2以下は、95人となっている。(平成27年度から原則要介護3以上が入所要件)。
- 直近3か年(R3～R5)の年間の入所者数平均は275人となっており、この数は上位待機者数(令和6年5月末調査で186人)より多くなっている。
- 令和6年12月末時点の待機者数のうち、在宅での待機が半数を超え55.0%となっている。

5 総合事業実施状況

1 従前相当及びA型利用実績

(単位:事業所数を除き「人」)

種別		3年 9月	4年 9月	5年 9月	6年 3月	6年 9月	H28年度 平均	事業所数	
								5年	6年
訪問型 サービス	従前相当	41	49	44	44	44	270	20	21
	A型	206	181	177	197	181		18	18
	合計	247	230	221	241	225		—	—
通所型 サービス	従前相当	7	10	10	14	10	629	36	36
	A型	628	550	554	646	573		34	34
	合計	635	560	564	660	583		—	—
総合計		882	790	785	901	808	899	—	—

※利用実績は過誤申立て、請求遅れなどにより変動する場合がある。

※事業所数は各年度4月時点の数字。なお、参考として平成28年度（総合事業移行前）における介護予防訪問介護・介護予防通所介護の月平均利用者数を記載。

2 従前相当及びA型給付実績

(単位:千円)

種別		令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成28年度
訪問型 サービス	従前相当	12,099	11,585	12,194	61,984
	A型	24,692	23,835	25,641	
	合計	36,791	35,420	37,835	
通所型 サービス	従前相当	3,849	3,958	3,859	212,794
	A型	117,243	123,656	119,177	
	合計	121,092	127,614	123,036	
総合計		157,883	163,034	160,871	274,778

※令和4～5各年度は年間の給付費総額（支払額）を、令和6年度は2月審査分までの給付実績から平均額を求め、年間の給付費総額見込額を算出し記載

※参考として平成28年度の介護予防給付費を記載

6 主な地域支援事業の実施状況（令和7年2月末実績）

※第9期計画の施策の体系に基づき記載

重点事項3：多様な生活支援サービスの確保

1 地域で支え合う体制の整備

（1）生活支援コーディネーターの配置

【事業概要】

関係者のネットワークの構築や地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組み等を推進するため、高齢者支援課（1層）と各地域包括支援センター（2層）に生活支援コーディネーターを配置します。訪問型・通所型サービス・活動B等の総合事業の支援や、「地域計画」を策定（地域づくり）する場合への参加協力を行います。

これらの活動を組織的に補完・検討するための生活支援体制整備協議会を設置し、「配食・買い物」「移動」「居場所・通いの場」「軽度生活支援」の4項目を大きな課題として協議を行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新たに構築された	35か所	35か所	35か所
社会資源	—	—	—

※新たに構築された社会資源とは住民主体の健康教室、サロン等の立ち上げ、相談実績等

※令和6年度途中経過の調査なし

（2）就労的活動支援

【事業概要】

要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくることを目的として、高齢者の社会参加等を促進します。具体的には、主に有償または無償のボランティアを想定した活動を紹介し、元気シニアボランティア事業との連携により情報提供を行ったり、新たなボランティア内容を検討するなど、高齢者の個性や希望に沿った多様な活動の場が用意できるよう検討していきます。

（3）担い手の養成

【事業概要】

高齢者の居場所や通いの場に必要不可欠な担い手について、生活支援コーディネーターを中心に研修会等を開催し、養成、確保できる体制づくりや、支援体制を整えます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
担い手養成講座終了者数	10人	10人	10人
	15人	—	—

（４）重層的支援体制整備事業

【事業概要】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的に福祉サービスを提供するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多職種協働事業、アウトリーチ事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を地域福祉課、社会福祉協議会と協力して実施します。

3 家族介護者への支援

（１）家族介護者交流会

【事業概要】

要介護者や認知症高齢者を在宅介護している方の継続的な介護を支援します。地域包括支援センター等が介護についての情報交換や悩みを共有する場を設けて、介護者の精神的負担を軽減することを目的に交流会を開催します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	30回	30回	30回
	25回	—	—
参加人数	150人	150人	150人
	132人	—	—

（２）訪問型介護者支援事業

【事業概要】

要介護者を在宅介護している家族を対象に医療専門職（看護師、歯科衛生士等）が自宅に訪問し、介護者の健康相談・介護相談を行うとともに、地域社会から孤立しないように支援することを目的に実施します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実訪問人数	250人	260人	270人
	485人	—	—

延訪問回数	280回	290回	300回
	503回	—	—

(3) 介護相談員派遣事業

【事業概要】

介護保険施設に相談員を派遣し、利用者の疑問、不満、不安の解消を図るとともに、事業所とミーティングを行い、サービスの質的向上を図ります。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	336回	336回	336回
	299回	—	—
派遣事業所数	28か所	28か所	28か所
	28か所	—	—

重点事項4：医療との連携強化

1 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 在宅医療・介護連携支援室ポンテとの連携

【事業概要】

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築するため、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面ごとに目標を掲げ、在宅医療・介護連携支援室ポンテを中心に、医療・介護が連携して取り組めるような体制づくりに努めます。

- ① 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
- ② 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- ④ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会・ワークショップ・講演会開催回数	9回	9回	9回
	9回	—	—
研修会・ワークショップ・	300人	300人	300人

講演会参加人数	613人	—	—
市民講演会開催回数	1回	1回	1回
	1回	—	—
市民講演会参加人数	100人	100人	100人
	302人	—	—

重点事項5：自立支援・介護予防の推進

1 介護予防事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

【事業概要】

介護予防・生活支援サービス事業については、本市では平成29年度より事業を開始し、訪問型、通所型とも従前相当・A・Bのサービス・活動を提供しています。通所型サービス・活動Bの体制については市内全域36か所に構築を目指します。リハビリ専門職から短期集中で助言指導を受ける訪問型サービス・活動Cを令和6年度に開始しています。サービスの類型は下記のとおりです。

地域の支えあいの体制づくりを推進し、軽度の生活支援が必要な方に対して効果的な支援等を可能とするため、令和6年度の制度改正を考慮しサービス体制を検討していきます。

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型サービス・通所型サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他	
		サービス・活動A （多様な主体によるサービス・活動）		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） （住民主体によるサービス・活動）	サービス・活動C （短期集中予防サービス）		
		指定	委託				
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い		
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 （訪問介護・通所介護等事業者）	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 ● 介護サービス事業者等		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等		
基準	国が定める基準①を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの					
費用	国が定める額②（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額				
	額の変更のみ可						
		加算設定も可					
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が最大化すると認められる者	これらによらないもの （委託と補助の組み合わせなど）	
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ継続的に老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を超えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）					
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動・認知機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施					
	国が定める基準による	市町村が定める基準による					
支援の提供者	訪問型：訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型：生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● 有償・無償のボランティア		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職		

その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

(2) 介護予防把握事業

【事業概要】

地域包括支援センターが75歳到達者全員へ訪問し、介護予防の早期対応や適切な支援、担い手の発掘を行い、高齢者の相談窓口の周知に努めます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	1,989人	1,855人	1,726人
	1,472人	—	—
訪問者数	1,965人	1,837人	1,712人
	1,434人	—	—
実施率	98.8%	99.0%	99.2%
	97.4%	—	—

※1月末実績

(3) すこやかマスターズ事業

【事業概要】

事業対象者及び要介護認定者を除いた高齢者で、身体能力の低下が見られる方を対象として、フレイル予防を目的に、通所介護事業所等がアクティビティや認知症予防等の共通サービスを提供します。送迎等で移動手段が必要な虚弱高齢者も利用できる通いの場を提供します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延実施回数	3,750回	4,000回	5,400回
	3,018回	—	—
実施団体数	16団体	16人団体	16人団体
	17団体	—	—

(4) 口腔機能向上普及啓発事業

【業務内容】

通いの場や出前講座等で、歯科衛生士が専門的な指導や助言をし、一般高齢者や介護者家族に口腔ケアについて普及啓発活動を行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	20回	20回	20回
	19回	—	—

延参加人数	200人	200人	200人
	232人	—	—

(5) しゃんしゃん元気づくり事業

【事業概要】

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、各学区地区社会福祉協議会、または自治会で自主的に実施する介護予防事業に対し助成を行います。助成が終了した後も集まりを継続できるよう、講師派遣事業やいきいき百歳体操等の介護予防のツールを紹介するなど継続的な支援を行っていきます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成団体数	40団体	37団体	35団体
	36団体	—	—
参加者実人数	1,200人	1,150人	1,095人
	839人	—	—

※参加者実人数はいきいき百歳体操団体参加者を除く

(6) いきいき百歳体操（住民主体の通いの場継続支援及び立上げ支援）

【事業概要】

いきいき百歳体操を利用した介護予防のための住民主体の通いの場の立上げ支援及び継続支援を行います。立上げ支援では介護予防の普及啓発、いきいき百歳体操の体験、体力測定、体操DVDの無料貸出しを行います。継続支援では、開始3か月後の体力測定や、医療専門職からの体操指導等を実施していきます。体力測定やアンケートを実施し、参加者のニーズや課題に合った医療専門職を派遣し、より効果的な介護予防に取り組めるよう支援していきます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者実人数	670人	665人	660人
	984人	—	—

※しゃんしゃん元気づくり事業でいきいき百歳体操実施者を含む

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職派遣	30件	30件	30件
派遣件数	26件	—	—

◆通いの場に参加する高齢者数の計画値

住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。高齢者の８％が通いの場へ参加することを目指します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加者数	２，８５０人	２，８７５人	２，８９５人
	２，６３０人	—	—
参加割合	７．９％	８．０％	８．１％
	７．３％	—	—

※参加者数は、通所型サービス・活動Ｂ、すこやかマスターズ、いきいき百歳体操、しゃんしゃん元気づくり事業の年間実人数を合計

（７）元気シニアボランティア事業

【事業概要】

高齢者のボランティア活動を通じた介護予防を推進するため、介護保険対象施設や地域支援事業でのボランティア活動の実績に応じた評価ポイントを付与し、地域特産品等への変換を行う事業を実施します。高齢者の社会参加等を促進するため、就労的コーディネート機能との連携を図り、高齢者の社会参加の仕組みづくりを進めます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
登録人数	５７人	６２人	６７人
	７３人	—	—

（８）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【事業概要】

高齢者の生活習慣病等の重症化予防と生活機能低下を防止する取り組みについて、保険事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者の自立した生活、健康寿命の延伸、及び生活の質（ＱＯＬ）の維持向上を図ることを目的に実施するものです。

健康課、国保年金課、高齢者支援課が連携し実施します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施圏域	６圏域	７圏域	７圏域
	６圏域	—	—

(9) 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業

【事業概要】

高齢者が家庭・地域等社会の分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会参加活動できるよう、酒田市老人クラブ連合会に委託し事業を実施しています。

(主な事業内容)

- ・レクリエーション大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・公式ワナゲ大会
- ・軽スポーツ大会
- ・各種教室 ・女性部活動 ・会報の発行
- ・社会奉仕活動 ・世代間交流事業 ・高齢者相互支援のつどい

【計画値及び実績】(上段：計画値、下段：実績)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延参加人数	3, 920人	3, 930人	3, 940人
	2, 372人	—	—

2 地域包括支援センターの体制強化

(1) 総合相談事業

【事業概要】

地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、日常生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置しています。その運営については日常生活圏域ごとに法人に委託し、市が定める実施方針を基に、市と地域包括支援センターが連携して事業を実施します。

4つの基本業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）に加え、地域におけるネットワークの構築、地域課題の把握とその解決に向けて地域の関係機関との調整を行い、地域ケア会議の充実を図ります。地域包括支援センターが提供するサービスの平準化が図られるよう事業評価を行います。

第9期計画中に、日常生活圏域を現行の10圏域から、現在の中学校区を基本とした7圏域に見直しを行い、それに合わせて地域包括支援センターの再編を予定しています。

総合相談支援業務	高齢者を対象とした相談や状況確認。高齢者支援のための地域ネットワーク構築等に関する業務。
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害に関する相談や対応。成年後見に関する相談等、各種支援に関する業務。
包括的・継続的ケアマネジメント	各機関、主治医、介護支援専門員と連携し、高齢者に総合的・継続的に関わっていくための体制づくり。

介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防支援にかかる必要な援助を行う業務。
--------------	---

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議	80回	85回	85回
開催回数	82回	—	—

※開催回数は、個別ケア会議、小地域ケア会議、地域包括ネットワーク会議の合計

（２）地域包括支援センター運営協議会等開催事業

【事業概要】

地域包括支援センターの設置及び円滑かつ適正な運営を図るため、センターの設置や日常生活圏域の設定、中立・公正な運営に関する事項の協議・承認等を行う機関として協議会を開催します。また、協議会は酒田市の地域包括ケアシステムの政策形成機能を持つ地域ケア会議として位置付けられています。

【実績】第1回 令和6年8月27日（火）

3 多職種連携による地域ケア会議の実施

【事業概要】

介護支援専門員等が作成した要支援のケアプランについて、多職種（薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士）によるアドバイスを受けることにより、自立支援型のケアマネジメントと、併せて自立した生活を支えるための地域課題の把握を行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討事例数	36人	36人	36人
	30人	—	—

重点事項6：認知症施策の推進

（１）認知症サポーター養成講座の開催

【事業概要】

認知症になっても安心して暮らせるまちを市民によって作ることを目的に、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を守り、支援するサポーターを養成します。庁内関係部局と連携を図りながら、企業、学校、PTA等の協力を得て、認知症サポーター養成講

座を開催します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター養成講座	30回	30回	30回
	34回	—	—
養成講座受講者数	500人	500人	500人
	537人	—	—

（２）チームオレンジ創設に向けた取り組み

【事業概要】

本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジ(※)を令和7年度までに創設します。創設に向けては、認知症サポーター養成講座とともにステップアップ講座を開催し、サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを整備します。また、本人・家族も担い手の一員として社会参加できるよう取り組みます。

※チームオレンジ:市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ	0か所	1か所	1か所
設置数(累計)	0か所	—	—

（３）市民認知症講演会の開催

【事業概要】

広く市民から認知症とその対応について理解を深めてもらい、認知症高齢者にやさしい地域づくりを地域全体で取り組むことを目的として講演会を開催します。（隔年開催）

【実績】 令和6年9月26日開催 170人参加

（４）認知症カフェの実施

【事業概要】

認知症の方や家族等が在宅介護の情報交換や悩み等を共有する場として、本人や家族、支援者が気軽に参加できるカフェを開催します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12回	12回	12回

	11回	—	—
参加者数	100人	100人	100人
	83人	—	—

(5) 徘徊高齢者事前登録「安心おかえり登録」の実施と見守り体制の構築

【事業概要】

認知症等により徘徊のおそれがある高齢者等の情報をあらかじめ本市に登録し、酒田警察署・民生委員等と情報共有することで、実際に行方不明となった場合、早期に発見して保護できる体制を構築し、高齢者の安心安全の確保及び家族の支援を図ります。

地域の関係機関と連携しながら、認知症高齢者等が安心して自宅で暮らせるように見守り体制を構築していきます。また、地域での見守り活動を推進するため「見守りツール」を導入し、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取り組みます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心おかえり登録	80人	80人	80人
新規登録者数	82人	—	—
見守りシール	25人	25人	25人
新規登録者数	20人	—	—

※安心おかえり新規登録者数には見守りシール登録者含む

※安心おかえり登録者実人数 363人

(6) 認知症初期集中支援事業の実施

【事業概要】

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業対象者数	5人	5人	5人
	3人	—	—

重点事項7：高齢者の権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待に関する普及啓発

【事業概要】

高齢者虐待の防止や早期発見には、関係機関や地域住民の方々が虐待について理解を深め、被虐待高齢者が発するサインを見逃さないことが重要であり、市民向け高齢者虐待防止講演会や関係機関向け高齢者虐待防止研修会等を行い、普及啓発を推進します。

(2) 福祉サービス利用援助事業

【事業概要】

判断能力が十分でない人等を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行います。酒田市社会福祉協議会が県社会福祉協議会より委託を受けて事業を展開しています。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉サービス利用	147人	157人	167人
援助事業契約者数	137人	—	—

(3) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

認知症等で、自ら財産管理や契約行為が行えない方で、親族がいない、または協力を得られない場合に、本人に代わって財産管理・契約行為を行う後見人選任の申立てを市長が家庭裁判所へ行うことで、本人の権利を擁護します。本人が申立ての費用や後見人報酬の負担が困難な場合には助成を行っています。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成者数		25件	31件	37件
		18件	—	—
内訳	申立て件数	12件	14件	16件
		12件	—	—
	後見人報酬に係る助成	10件	12件	14件
		6件	—	—
	後見申立費用に係る助成 (鑑定費用)	3件	5件	7件
		0件	—	—

重点事項8：介護給付費適正化事業

【事業概要】

国や県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、引き続き山形県国民健康保険連合会と連携して、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④不正請求

の発見、防止のため国保連合会適正化システムを活用した縦覧点検、⑤地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所に対する指導などを行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の事後点検	全件	全件	全件
訪問等によるケアプランチェック	7事業所	7事業所	7事業所
	6事業所	—	—
住宅改修の事前書面点検	全件	全件	全件
住宅改修の訪問調査	10件	10件	10件
	6件	—	—
縦覧点検	全件	全件	全件
運営指導＋監査 （地域密着型サービス事業所）	7件	10件	7件
	7件	—	—
運営指導＋監査 （居宅介護支援事業所）	8件	5件	4件
	1件	—	—

※ 認定調査の事後点検

認定調査票（基本調査）の選択項目と（特記事項）の記載内容に齟齬が無く、整合性が保たれているか点検

7 市町村特別給付（在宅紙おむつ券事業）

【事業概要】

在宅で介護を必要とする要介護1以上の介護認定を受けている方の経済的な負担を軽減し、在宅で安心した生活ができるよう、在宅介護を必要とする低所得（本人が市民税非課税）の高齢者等に、紙おむつ・尿とりパッド等の購入に利用できる在宅紙おむつ券を交付します。市へ登録した事業所で利用できる在宅紙おむつ券を介護度と介護保険料段階に応じて交付します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付人数	500人	500人	500人
	497人	—	—

※令和6年度は3月7日現在の数値

令和7年度酒田市介護保険特別会計予算の概要

■歳入

(単位:千円)

款 項 目	節 (構成比)	(A) R6当初予算	(B) R6決算見込	(C) R7当初予算	(C) - (A) 増減①	(C) - (B) 増減②	備 考
1. 保険料	19.0%	2,541,827	2,541,827	2,526,354	▲ 15,473	▲ 15,473	
1. 介護保険料		2,541,827	2,541,827	2,526,354	▲ 15,473	▲ 15,473	
1. 第1号被保険者保険料		2,541,827	2,541,827	2,526,354	▲ 15,473	▲ 15,473	
1. 現年度分特別徴収保険料		2,382,857	2,382,857	2,369,177	▲ 13,680	▲ 13,680	保険料構成比93. 8%
2. 現年度分普通徴収保険料		152,097	152,097	151,224	▲ 873	▲ 873	保険料構成比6. 0%
3. 滞納繰越分普通徴収保険料		6,873	6,873	5,953	▲ 920	▲ 920	保険料構成比0. 2%
2. 使用料及び手数料	0.0%	202	202	183	▲ 19	▲ 19	督促手数料
3. 国庫支出金	24.4%	3,308,267	3,287,197	3,248,402	▲ 59,865	▲ 38,795	
1. 国庫負担金		2,317,844	2,331,069	2,312,218	▲ 5,626	▲ 18,851	
1. 介護給付費国庫負担金		2,317,844	2,331,069	2,312,218	▲ 5,626	▲ 18,851	施設給付(15%)＋居宅給付費(20%)
2. 国庫補助金		990,423	956,128	936,184	▲ 54,239	▲ 19,944	
1. 調整交付金		834,351	800,071	781,053	▲ 53,298	▲ 19,018	市町村間の保険料基準額の格差是正
2. 地域支援事業交付金(介護予防事業)		44,090	43,072	44,590	500	1,518	介護予防事業費(25%)
3. 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)		83,711	83,673	82,270	▲ 1,441	▲ 1,403	包括的支援事業費・任意事業費(38. 5%)
4. 保険者機能強化推進交付金		8,649	8,664	8,619	▲ 30	▲ 45	市町村の自立支援や給付適正化等の取組を評価して交付
5. 介護保険保険者努力支援交付金		19,622	19,756	19,652	30	▲ 104	
6. 介護保険事業国庫補助金		0	859	0	0	▲ 859	システム改修費への補助
7. 介護保険災害臨時特例補助金		0	33	0	0	▲ 33	
4. 支払基金交付金	26.0%	3,465,759	3,485,586	3,461,471	▲ 4,288	▲ 24,115	
1. 支払基金交付金		3,465,759	3,485,586	3,461,471	▲ 4,288	▲ 24,115	第2号保険料分(27%)
1. 介護給付費交付金		3,406,238	3,427,163	3,401,357	▲ 4,881	▲ 25,806	
2. 地域支援事業支援交付金		59,521	58,423	60,114	593	1,691	
5. 県支出金	13.9%	1,851,672	1,863,103	1,850,972	▲ 700	▲ 12,131	
1. 県負担金		1,782,261	1,794,220	1,782,008	▲ 253	▲ 12,212	
1. 介護給付費県負担金		1,782,261	1,794,220	1,782,008	▲ 253	▲ 12,212	施設給付費(17. 5%)＋居宅給付費(12. 5%)
2. 県補助金		69,411	68,883	68,964	▲ 447	81	
1. 地域支援事業交付金(介護予防事業)		27,557	27,048	27,831	274	783	介護予防事業費(12. 5%)
2. 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)		41,854	41,835	41,133	▲ 721	▲ 702	包括的支援事業費・任意事業費(19. 25%)
6. 財産収入	0.0%	106	560	1,220	1,114	660	介護給付費準備基金の利子
7. 繰入金	16.8%	2,175,074	2,185,133	2,232,753	57,679	47,620	
1. 一般会計繰入金		2,018,929	2,009,451	2,014,483	▲ 4,446	5,032	
1. 介護給付費繰入金		1,576,966	1,586,651	1,574,702	▲ 2,264	▲ 11,949	給付費市負担分(12. 5%)
2. 地域支援事業繰入金(介護予防)		27,557	27,048	27,831	274	783	介護予防事業費(12. 5%)
3. 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)		42,066	42,047	41,133	▲ 933	▲ 914	包括的支援事業費・任意事業費(19. 25%)
4. 事務費等繰入金		262,083	241,055	259,292	▲ 2,791	18,237	総務費－督促手数料－諸収入＋予備費
5. 低所得者保険料軽減繰入金		110,257	112,650	111,525	1,268	▲ 1,125	保険料公費負担分 国1/2、県1/4、市1/4
2. 基金繰入金		156,145	175,682	218,270	62,125	42,588	介護給付費準備基金
8. 繰越金	0.0%	1	277,520	1	0	▲ 277,519	前年度繰越金
9. 諸収入	0.0%	289	214	382	93	168	高額介護サービス費貸付金償還金、第三者納付金等
歳入合計		13,343,197	13,641,342	13,321,738	▲ 21,459	▲ 319,604	

■歳出

■歳出		(A)	(B)	(C)	(C) - (A)	(C) - (B)	(単位:千円)	
款	項 目	(構成比)	R6当初予算	R6決算見込	R7当初予算	増減①	増減②	備 考
1.	総務費	1.9%	259,063	239,017	258,288	▲ 775	19,271	
	1. 総務管理費		163,326	152,242	165,992	2,666	13,750	人件費、システム改修委託料等
	2. 徴収費		11,813	10,683	13,805	1,992	3,122	納付書の印刷、郵送等
	3. 介護認定審査会費		83,102	75,270	78,403	▲ 4,699	3,133	介護認定審査会、認定調査委託料等
	4. 趣旨普及費		822	822	88	▲ 734	▲ 734	ガイドブック作成等
	5. 計画策定費		0	0	0	0	0	
2.	保険給付費	94.6%	12,615,702	12,658,503	12,597,621	▲ 18,081	▲ 60,882	
	1. 介護サービス等諸費		11,722,523	11,771,989	11,713,182	▲ 9,341	▲ 58,807	要介護1～5の方に係る給付
	2. 介護予防サービス等諸費		198,664	201,306	189,245	▲ 9,419	▲ 12,061	要支援1・2の方に係る給付
	3. その他諸費		11,755	12,316	11,626	▲ 129	▲ 690	国保連審査支払手数料
	4. 高額介護サービス等費		253,152	268,326	253,614	462	▲ 14,712	自己負担が上限額以上の場合の給付
	5. 高額医療合算介護サービス等費		30,054	30,958	29,723	▲ 331	▲ 1,235	医療と介護の年間負担合算額が上限以上の場合、給付
	6. 特定入所者介護サービス等費		399,554	373,608	400,231	677	26,623	施設入所等において、食費居住費の自己負担が限度額を超える分を給付
3.	地域支援事業	3.3%	438,490	434,274	436,804	▲ 1,686	2,530	
	1. 介護予防・生活支援サービス事業		192,167	192,635	194,549	2,382	1,914	総合事業に係る経費
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費		176,169	176,169	178,475	2,306	2,306	従前相当、A型、B型、訪問型C
	2. 介護予防ケアマネジメント事業費		15,496	15,838	15,572	76	▲ 266	総合事業対象者のケアマネジメント作成費用
	3. 高額介護予防サービス費(総合事業)		143	298	143	0	▲ 155	自己負担が上限額以上の場合、給付
	4. 高額医療合算介護予防サービス費(総合事業)		359	330	359	0	29	医療と介護の年間負担合算額が上限以上の場合の給付
	2. 一般介護予防事業費		26,857	22,469	26,859	2	4,390	
	1. 一般介護予防事業		24,597	20,209	24,599	2	4,390	しゃんしゃん元気づくり事業、介護予防講師派遣事業、介護予防普及啓発事業、栄養口腔講座、すこやかマスターズ等
	2. 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業		2,260	2,260	2,260	0	0	高齢者の社会参加、能力が地域に還元できる環境づくりを通じ、介護予防の普通啓発を図る
	3. 包括的支援事業・任意事業		218,043	217,747	214,159	▲ 3,884	▲ 3,588	
	1. 総合相談事業費		152,385	152,385	152,385	0	0	地域包括支援センターにおける総合相談等
	2. 権利擁護事業費		274	274	266	▲ 8	▲ 8	酒田市高齢者虐待防止協議会等
	3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費		779	779	890	111	111	ケアマネージャーの支援に係る研修会等
	4. 任意事業費		8,284	7,988	8,727	443	739	家族介護者支援事業、介護相談員派遣事業、成年後見制度利用支援事業等
	5. 在宅医療・介護連携推進事業費		9,000	9,000	12,790	3,790	3,790	在宅医療・介護連携支援センター運営費
	6. 生活支援体制整備事業費		44,559	44,559	36,511	▲ 8,048	▲ 8,048	各包括支援センターと高齢者支援課に生活支援コーディネーターを配置する委託料等
	7. 認知症総合支援事業費		2,048	2,048	1,888	▲ 160	▲ 160	
	8. 地域ケア会議推進事業費		714	714	702	▲ 12	▲ 12	専門職の視点からケアプランの内容確認やアドバイス等を行い、サービスの適正化を行う
	4. その他諸費		1,423	1,423	1,237	▲ 186	▲ 186	
	1. 地域支援事業審査支払手数料		1,423	1,423	1,237	▲ 186	▲ 186	総合事業に係る審査支払手数料
4.	基金積立金	0.0%	106	130,562	1,220	1,114	▲ 129,342	前年度剰余金、利子を積立
5.	諸支出金	0.0%	3,156	151,230	3,156	0	▲ 148,074	保険料還付金、介護給付費国庫返還金等
6.	市町村特別給付	0.2%	23,680	24,756	23,649	▲ 31	▲ 1,107	在宅紙おむつ券事業
7.	予備費	0.0%	3,000	3,000	1,000	▲ 2,000	▲ 2,000	
歳出合計			13,343,197	13,641,342	13,321,738	▲ 21,459	▲ 319,604	

■予算規模の推移

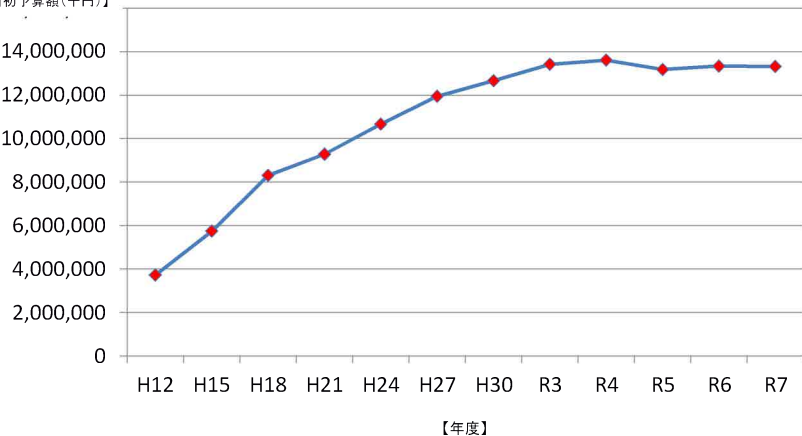
(単位:千円)

年度	当初予算
H12	3,725,140
H15	5,748,354
H18	8,307,511
H21	9,285,036
H24	10,670,892
H27	11,951,317
H30	12,670,061
R3	13,416,027
R4	13,606,668
R5	13,178,006
R6	13,343,197
R7	13,321,738

*H12、H15は旧酒田市のみ

■当初予算の推移

【当初予算額(千円)】



令和 7 年度介護保険者機能強化推進交付金・ 介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について

1. 制度の概要

- ・平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化されました。
- ・この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、国が市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設されました。
- ・令和 2 年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

保険者機能強化推進交付金評価指標

目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする

（ⅰ）体制・取組指標【評価指標】

- ・地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。
- ・介護保険事業計画の進捗状況（介護サービス見込み量の計画値と実績値の乖離状況）を分析しているか。
- ・保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を関係者間で共有し、自立支援に、重度化防止等に関する施策の遂行に活用しているか。

（ⅱ）活動指標【評価指標】

- ・今年度の評価点。後期高齢者数と給付費の伸び率の比較。
- ・PFS（成果連動型民間委託契約方式）による委託事業数

目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する

（ⅰ）体制・取組指標【評価指標】

- ・介護給付費の適正化に向けた方策を策定しているか。介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。

（ⅱ）活動指標【評価指標】

- ・ケアプラン点検の実施割合。医療情報との突合の実施割合

目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する

（ⅰ）体制・取組指標【評価指標】

- ・地域における介護人材の確保・定着のため、都道府県等と連携しつつ、必要な取組を実施しているか。
- ・地域におけるサービス提供体制の確保や、自立支援・重度化防止、介護人材確保に関する施策等の推進に当たって、庁内・庁外における関係者との連携体制が確保されているか。

（ⅱ）活動指標【評価指標】

- ・高齢者人口当たりの地域住民に対する介護の仕事の魅力を伝達するための研修の修了者数
- ・高齢者人口当たりの介護人材（介護支援専門員を除く）の定着、資質向上を目的とした研修の修了者数
- ・介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質の向上に関する研修（介護支援専門員法定研修を除く）の総実施日数

目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む

成果指標【評価指標】

- ・軽度【要介護1・2】及び中重度【要介護3～5】の短期的・長期的な平均要介護度の変化率はどうか。
- ・健康寿命延伸の実現状況。要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようになっているか。

介護保険者努力支援交付金評価指標

目標Ⅰ 介護予防／日常生活支援を推進する

（ⅰ）体制・取組指標【評価指標】

- ・介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の実施に当たって、データを活用して課題の把握を行っているか。
- ・通いの場やボランティア活動その他の介護予防に資する取組の推進を図るため、アウトリーチ等の取組を実施しているか。
- ・介護予防等と保健事業を一体的に実施しているか。
- ・通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の内容等の検討を行っているか。
- ・地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っているか。
- ・生活支援コーディネーターの活動等により、地域ニーズを踏まえた介護予防・生活支援の体制が確保されているか。
- ・多様なサービスの活用の推進に向け、実施状況の調査・分析・評価を行っているか。

（ⅱ）活動指標【評価指標】

- ・高齢者人口当たりの地域包括支援センターに配置される３職種の人数。地域包括支援センター事業評価の達成状況。
- ・地域ケア会議における個別事例の検討割合（個別事例の検討件数・受給者数）。通いの場への６５歳以上高齢者の参加率。高齢者のポイント事業への参加率。通いの場等において心身・認知機能を維持・改善した者の割合。高齢者人口当たりの生活支援コーディネーター数。生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加割合。総合事業における多様なサービスの実施状況。

目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する

（ⅰ）体制・取組指標【評価指標】

- ・認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援を行っているか。
- ・認知症状のある人に対して、専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。
- ・難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているか。

（ⅱ）活動指標【評価指標】

- ・高齢者人口当たりの認知症サポーター数。認知症サポーターステップアップ講座修了者数。認知症地域支援推進員が行っている業務の状況。

介護保険者努力支援交付金評価指標

目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する

（ⅰ）体制・取組指標【評価指標】

- ・地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータ等に基づき、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。
 - ・在宅医療と介護の連携強化・推進に向け、相談支援、研修会の開催といった具体的取組を行っているか。
 - ・患者・利用者の状況の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が実施できるよう、具体的な取組を行っているか。
- ### （ⅱ）活動指標【評価指標】
- ・入退院支援の実施状況。人生の最終段階における支援の実施状況。

目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む

成果指標【評価指標】

- ・軽度【要介護 1・2】及び中重度【要介護 3～5】の短期的・長期的な平均要介護度の変化率はどうか。
- ・健康寿命延伸の実現状況。要介護 2 以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようになっているか。

令和 7 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について

○ 酒田市の評価結果

【得点】 5 1 4 点（8 0 0 点満点） 【得点率】 6 4 . 3 %（全国平均 5 4 . 4 %）

（点）

	保険者機能強化推進交付金											介護保険保険者努力支援交付金											推進・支援 合計
	目標Ⅰ 持続可能な地域のある べき姿をかたちにする			目標Ⅱ 公正・公平な給付を行 う体制を構築する			目標Ⅲ 介護人材の確保その他 のサービス提供基盤の 整備を推進する			目標Ⅴ 高齢者 がその 状況に 応じて 可能な 限り自 立した 日常生 活を営 む(アウ トカム 指標	推 進 交 付 金 合 計	目標Ⅰ 介護予防／日常生活支 援を推進する			目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する			目標Ⅲ 介護医療・在宅介護連 携の体制を構築する			目標Ⅴ 高齢者 がその 状況に 応じて 可能な 限り自 立した 日常生 活を営 む(アウ トカム 指標	支 援 交 付 金 合 計	
	Ⅰ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅰ(ⅱ) 活動指標	Ⅰ 合計	Ⅱ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅱ(ⅱ) 活動指標	Ⅱ 合計	Ⅲ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅲ(ⅱ) 活動指標	Ⅲ 合計			Ⅰ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅰ(ⅱ) 活動指標	Ⅰ 合計	Ⅱ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅱ(ⅱ) 活動指標	Ⅱ 合計	Ⅲ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅲ(ⅱ) 活動指標	Ⅲ 合計			
配点	64	36	100	68	32	100	64	36	100	100	400	52	48	100	64	36	100	68	32	100	100	400	800
平均点	49.5	10.0	59.4	47.3	18.1	65.4	38.9	7.7	46.6	47.8	219.3	35.1	20.2	55.3	33.3	13.2	46.5	53.3	12.8	66.1	47.8	215.8	435.0
中央値	52	9	62	52	20	68	40	6	48	50	224	37	20	57	34	12	47	58	14	71	50	222	446
酒田市	64	9	73	60	28	88	46	12	58	35	254	51	24	75	44	18	62	68	20	88	35	260	514
山形市	64	21	85	68	28	96	64	21	85	45	311	51	27	78	64	18	82	68	16	84	45	289	600
鶴岡市	64	15	79	68	28	96	52	15	67	40	282	48	30	78	59	24	83	68	22	90	40	291	573
米沢市	64	12	76	52	32	84	38	12	50	55	265	39	21	60	44	15	59	48	20	68	55	242	507

令和 6 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について

○ 酒田市の評価結果

【得点】 474点（800点満点） 【得点率】 59.3%（全国平均52.8%）

（点）

	保険者機能強化推進交付金											介護保険保険者努力支援交付金											推進・支援 合計
	目標Ⅰ 持続可能な地域のある べき姿をかたちにする			目標Ⅱ 公正・公平な給付を行 う体制を構築する			目標Ⅲ 介護人材の確保その他 のサービス提供基盤の 整備を推進する			目標Ⅴ 高齢者がその 状況に 応じて 可能な 限り自 立した 日常生 活を営 む(アウ トカム 指標	推 進 交 付 金 合 計	目標Ⅰ 介護予防／日常生活支 援を推進する			目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する			目標Ⅲ 介護医療・在宅介護連 携の体制を構築する			目標Ⅴ 高齢者がその 状況に 応じて 可能な 限り自 立した 日常生 活を営 む(アウ トカム 指標	支 援 交 付 金 合 計	
	Ⅰ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅰ(ⅱ) 活動指標	Ⅰ 合計	Ⅱ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅱ(ⅱ) 活動指標	Ⅱ 合計	Ⅲ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅲ(ⅱ) 活動指標	Ⅲ 合計			Ⅰ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅰ(ⅱ) 活動指標	Ⅰ 合計	Ⅱ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅱ(ⅱ) 活動指標	Ⅱ 合計	Ⅲ(ⅰ) 体制・ 取組指標	Ⅲ(ⅱ) 活動指標	Ⅲ 合計			
配点	64	36	100	68	32	100	64	36	100	100	400	52	48	100	64	36	100	68	32	100	100	400	800
平均点	46.3	9.8	56.2	42.4	17.5	59.8	33.8	7.2	41.0	48.6	205.6	31.4	20.1	51.5	42.4	12.1	54.5	49.3	12.8	62.1	48.6	216.7	422.4
中央値	48	9	58	44	16	60	34	6	41	50	209	33	20	52	44	12	56	53	12	66	50	222	428
酒田市	64	6	70	58	16	74	32	3	35	40	219	47	29	76	44	15	59	58	22	80	40	255	474
山形市	60	15	75	68	28	96	64	12	76	70	317	51	31	82	59	15	74	68	16	84	70	310	627
鶴岡市	64	21	85	68	28	96	50	9	59	30	270	51	34	85	59	21	80	68	24	92	30	287	557
米沢市	46	12	58	42	16	58	24	9	33	75	224	34	22	56	64	9	73	48	24	72	75	276	500

本市における日常生活圏域及び 地域包括支援センターの体制等について

令和 7 年 3 月 2 4 日
酒田市健康福祉部高齢者支援課作成

1 日常生活圏域と地域包括支援センターに関するこれまでの経過

本市における日常生活圏域及び地域包括支援センターの現状と課題

- ・令和5年3月末現在では、**各圏域での高齢者人口に不均衡**が生じ、最大と最小ではその人口の比が3.7倍となっている。（最大5,973人（かわみなみ）、最小1,633人（まつやま））将来推計を踏まえると、**圏域ごとの高齢者人口の不均衡は拡大する傾向**にある（R10_3.8倍）
- ・地域包括支援センターの職員配置について、介護保険法により高齢者3千人以上は3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置であるが、3千人未満は2職種となっており、**高齢化の進展に伴って増加するニーズへの対応で、職員の負担が増加**している。**業務は年々増加**するとともに、**世代や属性を超えた相談や複雑・複合化した課題が多くなっており、対応が困難**となっている。

圏域	小学校 (コミ振地区) 名	地域 包括名	人口	高齢者 人口	基準職 員数	S C 数	設置法人
第1	琢成・松陵	なかまち	10,968	4,684	3	1	(医)健友会
第2	浜田・若浜・飛鳥	にいだ	12,402	4,582	3	1	(社福)社会福祉協議会
第3	松原・亀ヶ崎(亀城・港南)	はくちょう	18,651	5,662	3	1	(社福)光風会
第4	富士見・泉	あけぼの	12,906	3,969	3	1	(社福)友和会
第5	浜中・黒森・十坂・宮野浦・新堀・広野	かわみなみ	16,590	5,973	3	1	(社福)正覚会
第6	鳥海(南遊佐・本楯・上田)・西荒瀬	ほくぶ	6,381	2,757	2	1	(医)宏友会
第7	平田(東平田・中平田・北平田)	ひがし	3,924	1,772	2	1	(社福)東平田福祉会
第8	一條・八幡(観音寺・大沢・日向)	やわた	4,991	2,210	2	1	(社福)幾久栄会
第9	松山(南部・松嶺・内郷・山寺)	まつやま	3,611	1,633	2	1	(社福)さくら福祉会
第10	南平田(田沢・南平田・東陽郡鏡・山谷・砂越・砂越緑町)	ひらた	5,408	2,221	2	1	(社福)平田厚生会

第9期（令和6年度～令和8年度）計画に、本市の日常生活圏域を現行の10圏域から**現在の中学校区を基本とした7圏域**に見直す

日常生活圏域(※)の見直しのポイント

※高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域

①概ね中学校区単位で設定

②コミュニティ振興会単位に配慮（浜田・泉等）

※地域包括ケアシステムの推進には、地域住民の協力が不可欠なことから、民生児童委員やコミュニティ振興会などの区域との整合をとった圏域の設定とする。

③高齢者人口が3,000人以上となるよう設定

※高齢者人口の不均衡を是正し、地域包括支援センターの機能強化を図るため、3職種配置が必須となるよう圏域の高齢者人口が3,000人以上となるよう設定する。

【高齢者人口不均衡】

（R5 3.7倍→1.6倍）

（→R10 1.6倍→R15 1.7倍）

【現行】

圏域	コミ振	人 口	高齢者人口
1	琢成	5,170	2,375
	松陵	5,798	2,309
	計	10,968	4,684
2	浜田	5,460	2,273
	若浜	6,775	2,174
	飛鳥	167	135
3	計	12,402	4,582
	松原	9,269	2,594
	亀ヶ崎	6,583	2,063
4	港南	2,799	1,005
	計	18,651	5,662
	泉	6,440	1,812
5	富士見	6,466	1,884
	計	12,906	3,696
	新堀	1,871	798
6	広野	1,743	711
	浜中	1,548	619
	黒森	984	433
7	宮野浦	6,416	2,250
	十坂	4,028	1,162
	計	16,590	5,973
8	西荒瀬	2,321	886
	南遊佐	1,069	516
	上田	1,137	525
9	本橋	1,854	830
	計	6,381	2,757
	東平田	1,382	653
10	中平田	1,362	605
	北平田	1,180	514
	計	3,924	1,772
11	一條	1,526	634
	観音寺	2,174	917
	大沢	488	254
12	日向	803	405
	計	4,991	2,210
	南部	600	289
13	松嶺	1,333	571
	内郷	1,160	525
	山寺	518	248
14	計	3,611	1,633
	田沢	632	325
	南平田	1,483	527
15	東陽	725	376
	郡鏡・山谷	870	392
	砂越・砂越緑町	1,698	601
16	計	5,408	2,221
	特養入所者等	785	766
	養護入所者等	37	37
17	住所地利所者等	123	122
	計	96,777	36,115

【見直後】

圏域	コミ振	人 口	高齢者人口	10年後(R15)	中学校区
1	琢成	5,170	2,375	1,973	一中
	松陵	5,798	2,309	2,080	
	西荒瀬	2,321	886	898	
2	計	13,289	5,570	4,951	二中
	浜田	5,460	2,273	1,872	
	若浜	6,775	2,174	1,994	
3	飛鳥	167	135	52	三中
	東平田	1,382	653	552	
	中平田	1,362	605	546	
4	北平田	1,180	514	463	六中
	計	16,326	6,354	5,479	
	松原	9,269	2,594	2,955	
5	亀ヶ崎	6,583	2,063	2,026	四中
	港南	2,799	1,005	908	
	計	18,651	5,662	5,889	
6	泉	6,440	1,812	1,866	鳥海八幡中
	富士見	6,466	1,884	2,122	
	計	12,906	3,696	3,988	
7	新堀	1,871	798	740	東部中
	広野	1,743	711	671	
	浜中	1,548	619	555	
8	黒森	984	433	400	東部中
	宮野浦	6,416	2,250	1,900	
	十坂	4,028	1,162	1,251	
9	計	16,590	5,973	5,517	東部中
	南遊佐	1,069	516	389	
	上田	1,137	525	492	
10	本橋	1,854	830	727	東部中
	一條	1,526	634	579	
	観音寺	2,174	917	810	
11	大沢	488	254	209	東部中
	日向	803	405	326	
	計	9,051	4,081	3,532	
12	南部	600	289	256	東部中
	松嶺	1,333	571	521	
	内郷	1,160	525	412	
13	山寺	518	248	227	東部中
	田沢	632	325	282	
	南平田	1,483	527	447	
14	東陽	725	376	289	東部中
	郡鏡・山谷	870	392	376	
	砂越・砂越緑町	1,698	601	561	
15	計	9,019	3,854	3,371	東部中
	特養入所者等	785	766	-	
	養護入所者等	37	37	-	
16	住所地利所者等	123	122	-	東部中
	計	96,777	36,115	32,727	

人口、高齢者人口は、令和5年3月31日現在の酒田市住民基本台帳より算出

地域包括支援センター受託法人や地域関係者等と協議

2 令和7年度からの日常生活圏域と地域包括支援センター体制等の方向性

(1)地域包括支援センターの設置及び運営に関すること

- ① 日常生活圏域は令和7年度から現在の中学校区を基本とした7圏域に再編する
- ② 西荒瀬地区は令和7年度は包括支援センターほくぶ、令和8年度は包括支援センターなかまちが担当する
- ③ 本市における地域包括支援センターの設置形態は、サブセンター方式ではなく、新圏域(2・6・7)については1圏域を2つの法人へ委託し、2つの包括支援センターが従前のエリアを担当する ⇒P5
- ④ 統合しない新圏域(1・3・4・5)については、従前どおりの包括支援センターが担当する

日常生活圏域及び地域包括支援センターの担当について

令和6年度

圏域	中学校区	包括名
1	1中	なかまち
2	2中	にいだ
3	3中	はくちょう
4	6中	あけぼの
5	4中	かわみなみ
6	鳥海八幡	ほくぶ
7	2中	ひがし
8	鳥海八幡	やわた
9	東部	まつやま
10	東部	ひらた

令和7年度

圏域	中学校区	包括名
1	1中	なかまち
2	2中	にいだ ひがし
3	3中	はくちょう
4	6中	あけぼの
5	4中	かわみなみ
6	鳥海八幡	ほくぶ(西荒瀬担当) やわた
7	東部	まつやま ひらた

令和8年度

圏域	中学校区	包括名
1	1中	なかまち (西荒瀬担当)
2	2中	にいだ ひがし
3	3中	はくちょう
4	6中	あけぼの
5	4中	かわみなみ
6	鳥海八幡	ほくぶ やわた
7	東部	まつやま ひらた

◆西荒瀬地区のみ担当する包括支援センターが変更となることから、令和7年度に1年間かけて、包括ほくぶとなかまちで十分な引き継ぎを行う。

◆令和6年8月5日付け 厚生労働省老健局「地域包括支援センターの設置運営について」

2設置 (3)設置形態等による類型 ③センターの支所 ア「サブセンター」より

「同一の設置者により置かれる複数の事務所において一体的にセンターとしての運営を行うものとして、施行規則第140条の65に基づくセンターの設置の届出において、統括機能を有する事務所(以下「本所」という。)の他に従たる事務所(以下「支所」という。)に関する内容を届け出たものをいう。

この場合のセンターの人員配置基準の取扱いについては、本所及び支所で従事する職員と設置者との間に雇用関係があることを前提として、それぞれの事務所ごとにではなく、本所及び支所の全体で満たすことで足りるものとする。



◆令和6年8月5日付け厚生労働省老健局「地域包括支援センターの設置運営について」

3市町村の責務 (3)「設置区域」より

『センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする。』

以上のことから、

本市ではサブセンター方式ではなく、新圏域(2・6・7)については1圏域を2つの法人へ委託し、2つの包括支援センターが従前のエリアを担当し、両法人が協力し合う体制をもって、統合される圏域全体を担当する

- ・地域包括支援センターの名称は変更しない
- ・再編する地域包括支援センター情報交換会で、統括業務、連携業務についてこれまで検討してきたが、新圏域を担当する包括支援センターで、協力し合いながら業務を担当することについて引き続き検討 5

2 令和7年度からの日常生活圏域と地域包括支援センター一体制等の方向性

(2)地域包括支援センターの職員に関すること

- ① 統合する新圏域(2・6・7)については、**人員配置基準に1人ずつ加配職員を配置**
概ね5年程度の経過措置とする ⇒P7
- ② 生活支援コーディネーター(SC)は、**各圏域に1人ずつ配置**する ⇒P7
- ③ 地域包括支援センターの職員配置については、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴きながら市町村の判断に基づき、柔軟な職員配置を行うことを可能とする →P8

P 6 2 (2) ①② 【地域包括支援センターの人員配置について】

新圏域	現圏域	コミ振	包括名	高齢者人口 令和6年3月31日 現在(人)		包括基準配置		加配	加配 を加えた 合計	S C 配置		計	包括配置				SC		計								
				統合 前	統合後	統合 前	統合後			統合前	統合後		保健師	主任介護 支援専門 員	社会福祉 士	計	計										
1	1	琢成 松陵	なかまち	4,586	4,586	3	3		3	1		4	1	1	1	3	1	1	4								
2	2	浜田 若浜 飛鳥	にいだ	4,521	6,286	3	4	1	5	1	1	6	1	1	1	5	0.5	1	6								
		東平田 中平田 北平田	ひがし	1,765		2				1			1	1	0.5												
	3	3	松原 亀ヶ崎 港南	はくちょう	5,659	5,659	3	3		3	1		4	1	1	1	3	1	1	4							
	4	4	泉 富士見	あけぼの	3,718	3,718	3	3		3	1		4	1	1	1	3	1	1	4							
5	5	新堀 広野 浜中 黒森 宮野浦 十坂	かわみなみ	5,910	5,910	3	3		3	1		4	1	1	1	3	1	1	4								
		南遊佐 上田 本楯 西荒瀬 一條 観音寺 大沢 日向	ほくぶ	2,730	4,925	2	3	1	4	1	2 (ほくぶ 1)	6	1	1		4	1 R7年度 暫定	2 (ほくぶ 1)	6								
			やわた	2,195		2				1			1	1	1												
7	9	南部 松嶺 内郷 山寺	まつやま	1,624	3,812	2	3	1	4	1	1	5	1		1	4	0.5	1	5								
		田沢 南平田 東陽 郡鏡・山谷 砂越・砂越 緑町	ひらた	2,188		2				1			1	1	1		0.5										
	10																										

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

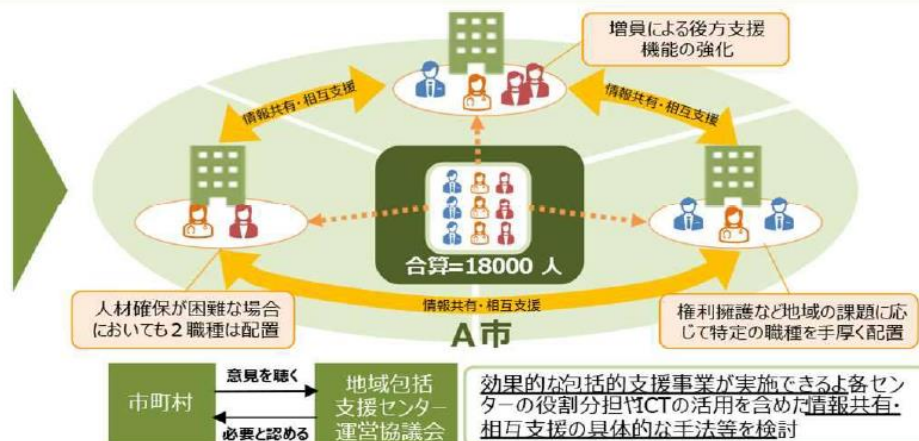
介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数 に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正案）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正案）

市政PickUp

大雨災害で被災したかたの 温浴施設無料化を終了します

国各施設、交流観光課交流観光事業係 ☎26-5809

7月の大雨災害で被災されたかたを支援した
たわが市営の無料化は11月31日までを以て終了
します。

対象施設 湯の台温泉島湯山、八森温泉ふり
んこ、アインアイむらた

令和6年7月山形県酒田市大雨災害義援金の 受け付けは3月31日をもって終了します

国地域福祉課福祉総合相談係 ☎26-5731

令和6年7月25日からの大雨災害で被災されたかたに
対する義援金の受け付けは、3月31日をもって終了し
ます。お寄せいただいた義援金は、第一次配分として、
令和6年12月18日（祝日）まで47市街へ総額20,947,500円
を配分しました。全国各地から、たくさんのご支援をい
ただきありがとうございました。

◆詳しくは市ホームページを
参照してください。



高齢者が安心して生活できるまちへ「地域包括支援センター」を活用してみませんか

国高齢者支援課地域包括支援係 ☎26-5755

●地域包括支援センターとは

高齢者が生きがいの地域で安心して生活を継続で
けるように、介護・医療・福祉などの幅広い相談に
対応する窓口です。また介護予防のための支援を行
うことで、元気なうちに介護予防に取り組む、介
護が必要になる時期を遅らせ、介護が必要となった
場合でも慌てることなく対応することが出来ます。

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、
主任介護支援専門員などが中心となって専門分野の
支援を行います。3職種が揃ったチームとして総合的に高齢者や地域を支えています。

●こんなときは連絡してください

- ・介護保険を申請したい
- ・家族が以前より弱ってきたので心配している
- ・地域全体が元気になるような産いの場について相
談したい
- ・入居している家族について相談したい
- ・要介護認定を受けたのでケアプランの作成を頼み
たいなど

●対象となるかた

お住まいにお住まいの65歳以上のかた、またはその
家族などが支援に関わっているかたが対象です。症方
のかたが家族について相談したい場合には、介護や支
援が必要なかたが居住している地域の地域包括支援
センターに相談してください。

◆地域包括支援センターについて、詳しくは市ホームページを参照してください。



●令和7年度から日常生活圏域を一部統合します

本市では高齢化の進展に伴って、後継・後継化し
た施設が多くなっています。地域包括支援センター
の体制を強化し、より適切に対応していくために、
日常生活圏域を現在の10圏域から11学区区界本
とした圏域へ一部統合します。圏域が変わった地
区でも、窓口となる地域包括支援センターはこれま
でと変わります。

※高齢者がお住まいの地域で介護施設がなくなると、介護サービスを受け
られなくなる心配から、介護サービスを受けるための申請や条件、介護サービス
を受けるための申請や条件についてはお問い合わせください。

圏域	地域包括 支援センター	連絡先	担当地域 (小学校区)
1	ながまつ	73-5591	秋庭、松崎
2	にいだ	77-7640	森田、岩田、東山
3	ひがし	94-2470	平田
4	はくちよう	21-0813	田代、松原
5	あけぼの	26-7709	田代、松原
6	かわみ	92-7431	田代、松原、一宮、安部、 新田、佐野
7	はくち	28-2002	高橋、山田
8	やわら	64-3111	一宮、山田
9	まやま	61-0333	松山
10	ひらた	52-3895	南平二

市広報による周知の他、コミュニティ振興会長や自治会長会、学区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会定例会、地域の通いの場等に、新たに担当する地域包括支援センター職員と高齢者支援課も一緒に参加しながら、地域の方と顔が見える関係づくりを行っています

関係各位

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

要介護認定の迅速化にかかる取り組みについて

日頃より介護保険制度についてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

がん等の方で介護サービスの提供に急を要する場合、速やかに要介護認定を行い、サービス提供を開始する必要があることから、本市においては令和 7 年度より以下の取り組みを進めます。

引き続き、介護保険行政の円滑な運営に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 介護認定審査会の迅速化

○一部の合議体で審査会資料を電子化

- ・ 資料の電子化により、郵送にかかる日数を削減する。
- ・ 将来的には全ての合議体において資料の電子化を検討する。
(国で介護情報の利活用として検討中)

2. 認定調査の迅速化

○オンラインによる認定調査の実施

- ・ 末期がんの方等、至急認定が必要な入院中の方について、病院看護師等の同席のもと、リモートでの認定調査を可能とする。

3. 主治医意見書の簡素化

○簡易な意見書を受理

- ・ 末期がんの方等、至急と認められる場合に限り、傷病名、一次判定に必要な項目
(認知症高齢者の日常生活自立度、短期記憶、日常の意思決定を行うための認知能力、自分の意思の伝達能力及び食事行為) 及び特記すべき事項等に限定した記載の意見書を受理する。

※ 2. 3. については申請時に要調整

令和 7 年 3 月 2 4 日
健康福祉部高齢者支援課作成

在宅紙おむつ券事業の見直しについて

1 制度概要

要介護認定者で常時失禁状態^{※1}と認められる在宅の方に対し「在宅紙おむつ券（以下「券」という。）」を交付し、支援するもの。「市町村特別給付^{※2}（介護保険法第62条）」として介護保険条例に位置付け、介護保険料を財源として実施している。

※1 常に自身の意思と関係なく、尿や便が排せつされてしまうこと

※2 要介護者に対する「介護給付」、要支援者に対する「予防給付」以外に、条例により独自の給付を行うことができるいわゆる「横出し給付」

2 見直しの内容

判定基準がわかりづらいとの指摘があることや、判定にあたって多くの時間を要している状況にあることから、介護度及び認定調査項目等による明確な判定基準を設定し、交付までの期間を短縮する。

(1) 交付対象者

現在の要件(交付状況)	改正後の要件(交付推計)																																			
<u>要介護認定を受けた方のうち、以下要件のいずれかに該当</u> ・障がい高齢者の日常生活自立度 B 以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上 ・常時失禁のため、毎日紙おむつ等を使用する者（<u>要介護認定審査における調査票特記事項で個別判断</u>） (令和5年度 交付状況) <table><tr><th>要介護度</th><th>申請数</th><th>券交付者数</th></tr><tr><td>介護1</td><td>67</td><td>9</td></tr><tr><td>介護2</td><td>176</td><td>44</td></tr><tr><td>介護3</td><td>210</td><td>104</td></tr><tr><td>介護4</td><td>198</td><td>190</td></tr><tr><td>介護5</td><td>147</td><td>146</td></tr><tr><td>合計</td><td>798</td><td>493</td></tr></table>	要介護度	申請数	券交付者数	介護1	67	9	介護2	176	44	介護3	210	104	介護4	198	190	介護5	147	146	合計	798	493	<u>要介護度 3～5※3 の認定を受けた方のうち、以下要件のすべてに該当。ただし現在券の交付を受けている介護1～2の方は今後3年間対象とする</u> ・障がい高齢者の日常生活自立度 B 以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上 ・常時失禁のため、毎日紙おむつ等を使用する者（券交付申請時に申告） ・認定調査項目「排尿」又は「排便」の「介助」又は「見守り等」に該当する者 (令和5年度 新基準適用推計) <table><tr><th>要介護度</th><th>券交付者数</th></tr><tr><td>介護1</td><td>9</td></tr><tr><td>介護2</td><td>44</td></tr><tr><td>介護3</td><td>146（+42）</td></tr><tr><td>介護4</td><td>192（+2）</td></tr><tr><td>介護5</td><td>146（±0）</td></tr><tr><td>合計</td><td>537（+44）</td></tr></table> ※今後3年間対象	要介護度	券交付者数	介護1	9	介護2	44	介護3	146（+42）	介護4	192（+2）	介護5	146（±0）	合計	537（+44）
要介護度	申請数	券交付者数																																		
介護1	67	9																																		
介護2	176	44																																		
介護3	210	104																																		
介護4	198	190																																		
介護5	147	146																																		
合計	798	493																																		
要介護度	券交付者数																																			
介護1	9																																			
介護2	44																																			
介護3	146（+42）																																			
介護4	192（+2）																																			
介護5	146（±0）																																			
合計	537（+44）																																			

※3 新基準の場合、主に介護3においてより多くの方が対象となる見込み
（参考）山形市…原則介護4～5が対象、米沢市…介護3～5が対象

(2) 交付金額

判定基準の見直しにより、歳出の増額が見込まれること等に鑑み交付月額を見直すもの。

現在の交付月額	改正後の交付月額
・介護保険料第1～3段階 月額7,000円 ・介護保険料第4～5段階 <u>月額3,500円</u>	・介護保険料第1～3段階 月額7,000円 ・介護保険料第4～5段階 <u>月額3,000円^{※4}</u>

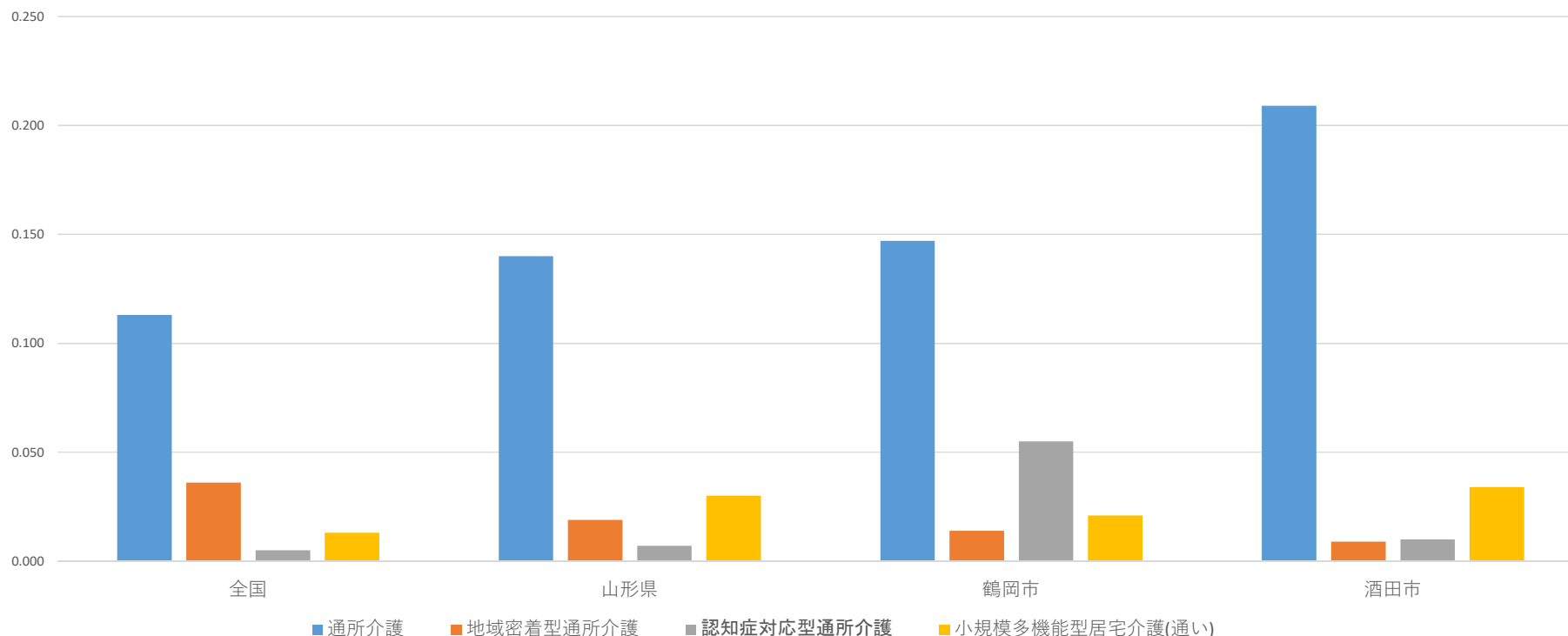
※4 新基準の場合、交付額ベースで1,300千円程度の減が見込まれる。また、上記変更により券の額面も500円から1,000円に変更
(参考) 鶴岡市…4～5段階／月額2,000円の助成(現物支給)

酒田市の通所介護

（第9期（令和 6～8年度）酒田市介護保険事業計画における通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の指定について）

通所介護事業所等の 要支援・要介護者1人あたり定員

(単位：人)



(時点) 令和5年(2023年)

(出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

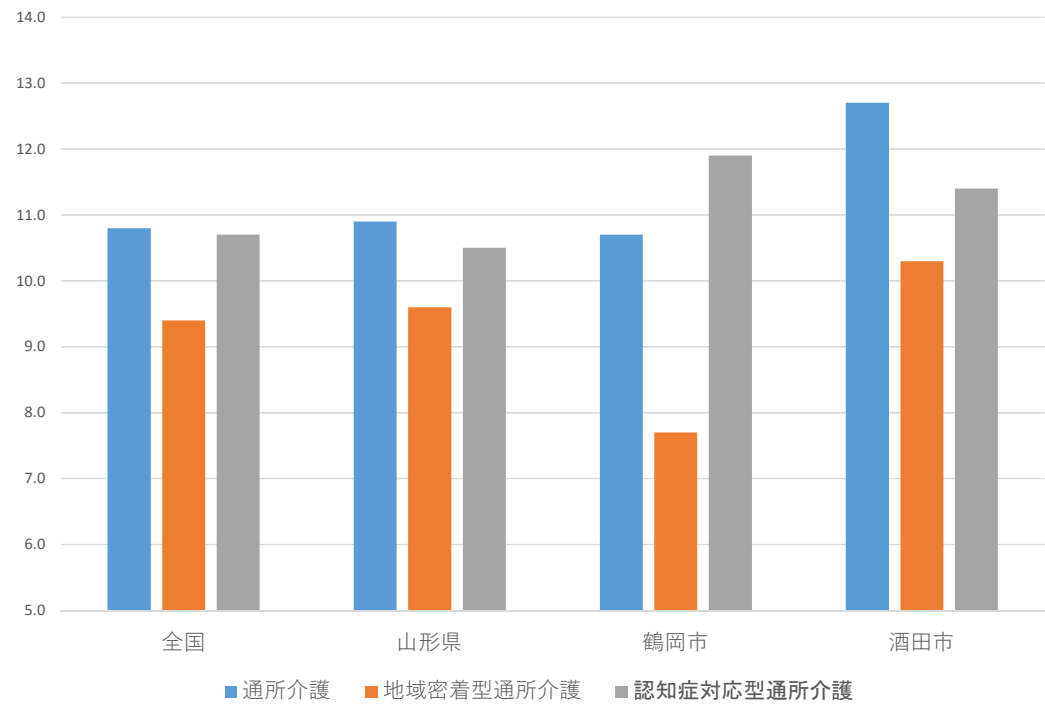
要支援・要介護者1人あたり定員 (人)

	通所介護	地域密着型 通所介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機能型 居宅介護(通い)
全国	0.113	0.036	0.005	0.013
山形県	0.140	0.019	0.007	0.030
鶴岡市	0.147	0.014	0.055	0.021
酒田市	0.209	0.009	0.010	0.034

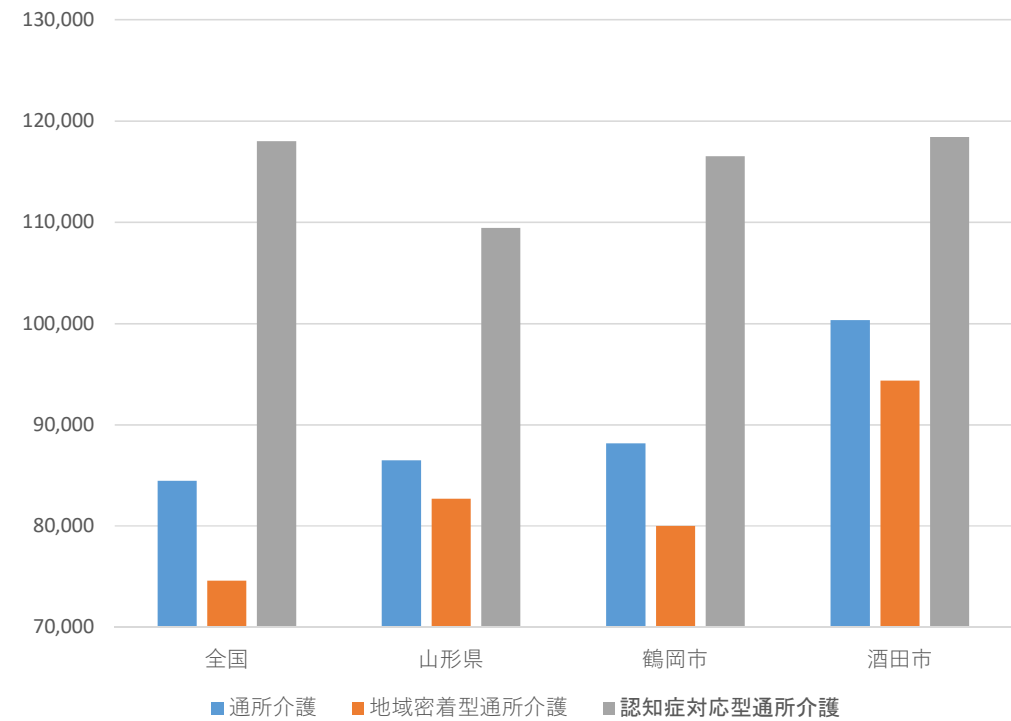
- ・酒田市の通所介護事業所の定員数は、要支援・要介護認定者1人あたり0.209人。全国平均の0.113人の約1.85倍の定員数となっている。
- ・また、山形県平均、鶴岡市よりも多い定員となっている。

受給者1人当たりの利用日数と給付月額

利用日数



給付月額



(時点) 令和5年(2023年)
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和5,6年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

受給者1人あたり利用日数 (日)				受給者1人あたり給付月額 (円)			
	通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護		通所介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護
全国	10.8	9.4	10.7	全国	84,468	74,616	117,998
山形県	10.9	9.6	10.5	山形県	86,485	82,685	109,437
鶴岡市	10.7	7.7	11.9	鶴岡市	88,155	80,004	116,509
酒田市	12.7	10.3	11.4	酒田市	100,333	94,364	118,418

・酒田市の通所介護事業所の受給者1人あたりの利用日数、給付月額は、全国平均・山形県平均よりも高い数値となっている。

第9期（令和6～8年度）酒田市介護保険事業計画における 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の指定について

重点事項9：介護サービス基盤の整備

（1）施設整備等の考え方

②居宅サービス（抜粋）

一方、地域密着型を含む通所介護については、給付費や事業所数が他市に比べて多いことから、今後は、サービス提供

や介護職員を定着させる観点から、既存事業所の定員を活用した利用を優先させていく必要があります。

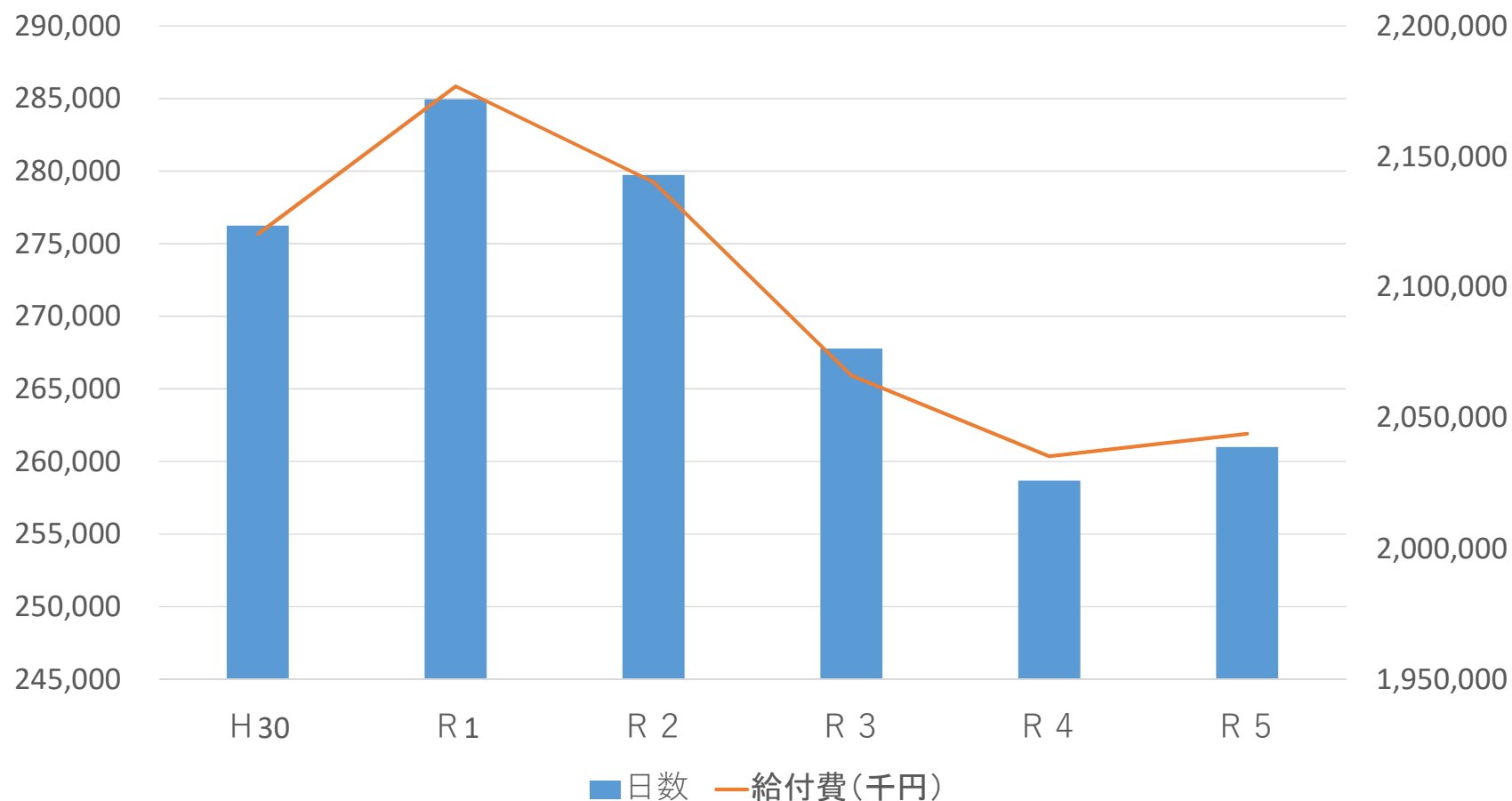
このため、通所介護の新たな指定については、介護保険法に基づき、小規模多機能型居宅介護等のサービスが円滑に提

供されるように、また、介護人材確保の観点からも、第9期計画で示すサービス見込量に達している場合、又は超える場

合には、サービス事業者の指定を行う県に対し、指定を行わないように協議を求めることとします。また、本市が指定権

限をもつ地域密着型通所介護についても、介護保険法に基づき、原則指定しないこととします。

酒田市の通所介護の利用日数、給付費の決算額



通所介護

年度	日数	給付費（千円）
H 30	276,238	2,120,336
R 1	284,943	2,176,885
R 2	279,723	2,140,242
R 3	267,763	2,066,137
R 4	258,686	2,035,320
R 5	260,993	2,043,993

・酒田市の通所介護の利用日数及び給付費の決算額については令和元年をピークに減少している。

通所介護事業所等 状況調査集計結果

2025/02/04

山形県酒田市

対象事業所数：56件（通所介護（総合）：44件（33件）

地域密着型（総合）：5件（3件）、認知症対応型：5件、総合事業のみ：2件）

回収事業所数：50件（通所介護（総合）：40件（30件）

地域密着型（総合）：4件（2件）、認知症対応型：4件、総合事業のみ：2件）

回収率：89.3%

【通所介護事業所等状況調査】

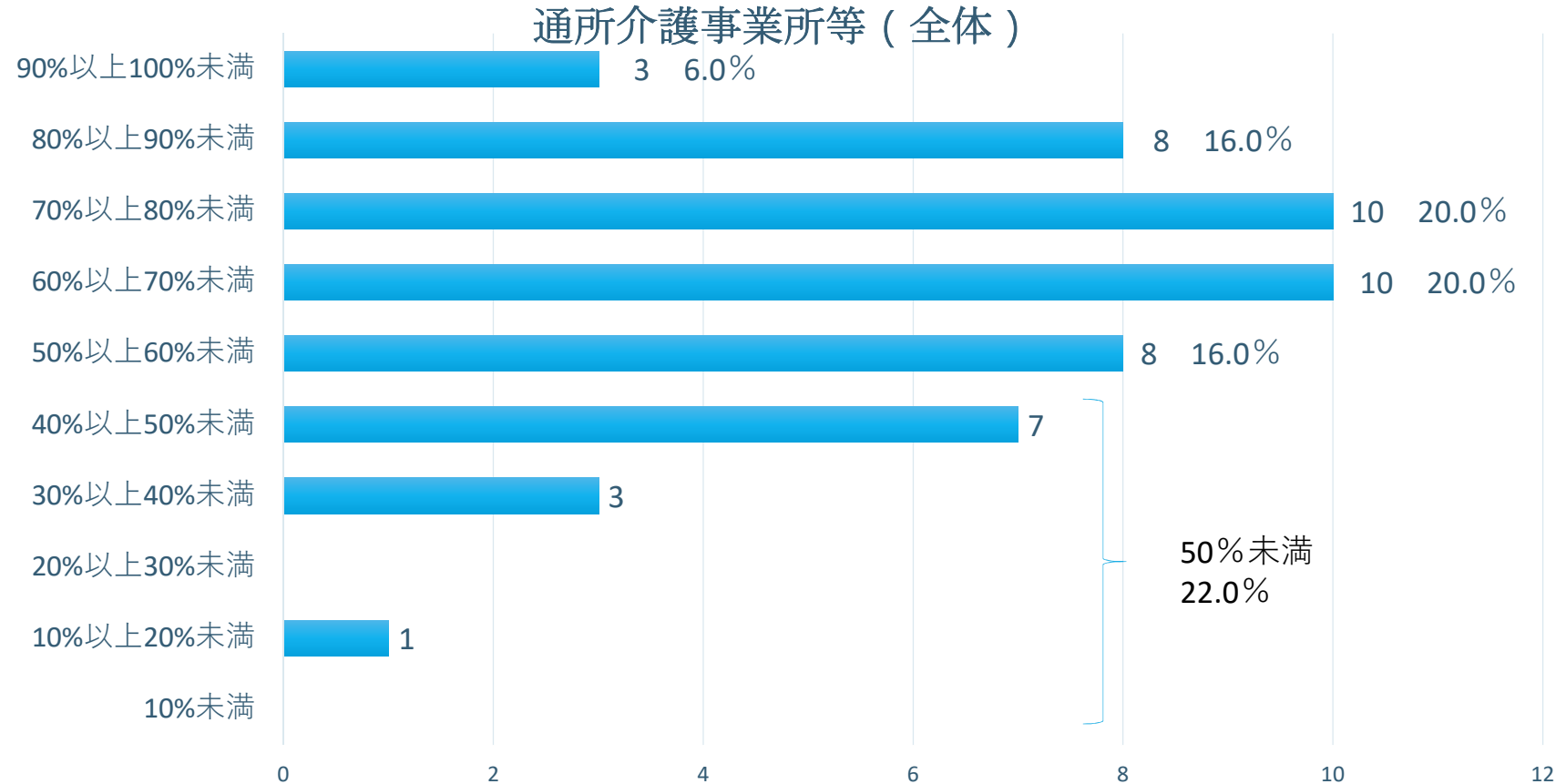
調査の目的

- ・通所介護事業所等状況調査は、酒田市内の通所介護事業所等の実態を把握し、第10期介護保険事業計画や今後の施策の参考とするために実施したものです。

調査の概要

- ・アンケートの対象事業は、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所型従前相当サービス、通所型サービスAです。
- ・通所型従前相当サービス及び通所型サービスAの事業を、通所介護又は地域密着型通所介護の事業と一体的に行っている場合は、一体的に事業実施する事業所としてご回答いただいています。
- ・アンケートは、事業所の管理者の方などにご回答いただきます。

各事業所の定員に対する稼働率の状況



（単位：事業所）

稼働率	通所介護	地域密着	認知通所	総合(単)	合計	割合
90%以上100%未満	3	0	0	0	3	6.0%
80%以上90%未満	8	0	0	0	8	16.0%
70%以上80%未満	8	0	2	0	10	20.0%
60%以上70%未満	7	0	1	2	10	20.0%
50%以上60%未満	8	0	0	0	8	16.0%
40%以上50%未満	4	2	1	0	7	14.0%
30%以上40%未満	2	1	0	0	3	6.0%
20%以上30%未満	0	0	0	0	0	0.0%
10%以上20%未満	0	1	0	0	1	2.0%
10%未満	0	0	0	0	0	0.0%

・稼働率90%以上：3事業所（6.0%）、80%以上90%未満：8事業所（16.0%）、70%以上80%未満と60%以上70%未満：各10事業所（20.0%）、50%以上60%未満：8事業所（16.0%）、50%未満：11事業所（22.0%）となっている。

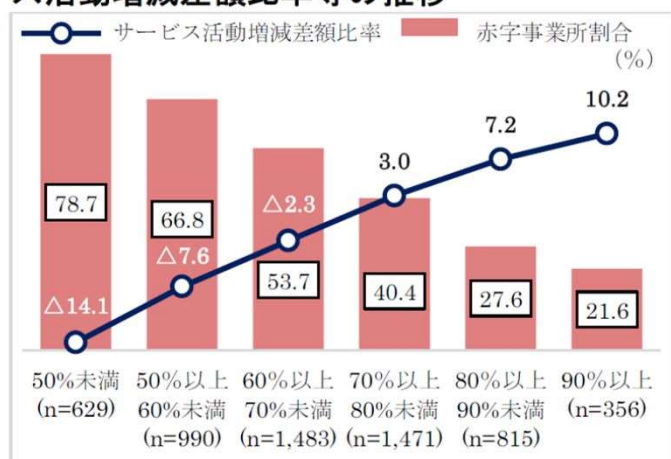
・福祉医療機構の経営状況分析の図表2の赤字事業所割合にあてはめると、赤字事業所割合は、46.2%となる。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構 「2022年度 通所介護の経営状況について」 から

通所介護の経営状況は悪化し、半数近くが赤字

- 通所介護事業所の経営状況
 - ✓ 利用率の低下および水道光熱費率の上昇によりサービス活動増減差額比率が低下。赤字事業所割合は半数近くを占める（赤字事業所割合：49.6%）
 - ✓ 通常規模型の事業所や営利法人以外の事業所では、サービス活動増減差額比率がマイナス値
- 認知症対応型通所介護事業所の経営状況
 - ✓ サービス活動増減差額比率が低下し、赤字事業所割合は4割にまで拡大
 - ✓ 赤字事業所は、利用率・登録者数が少なく、収益面で課題（赤字事業所割合：40.6%）

(図表 2) 利用率区分別 通所介護のサービス活動増減差額比率等の推移

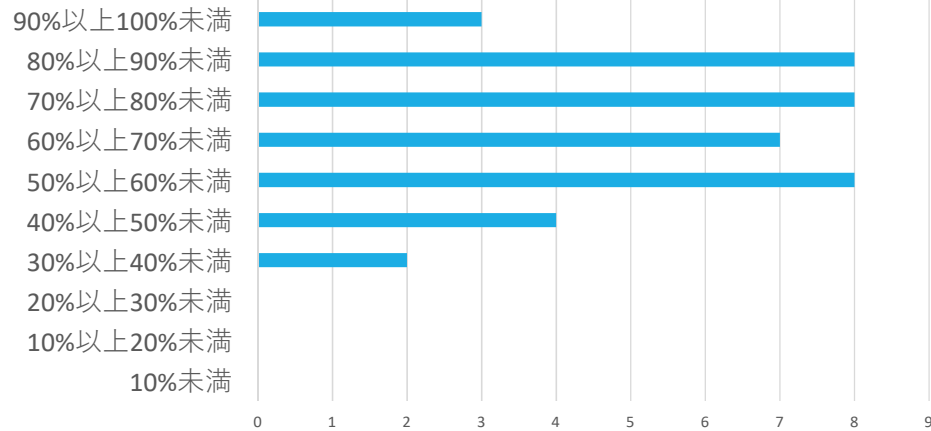


(福祉医療機構の分析)

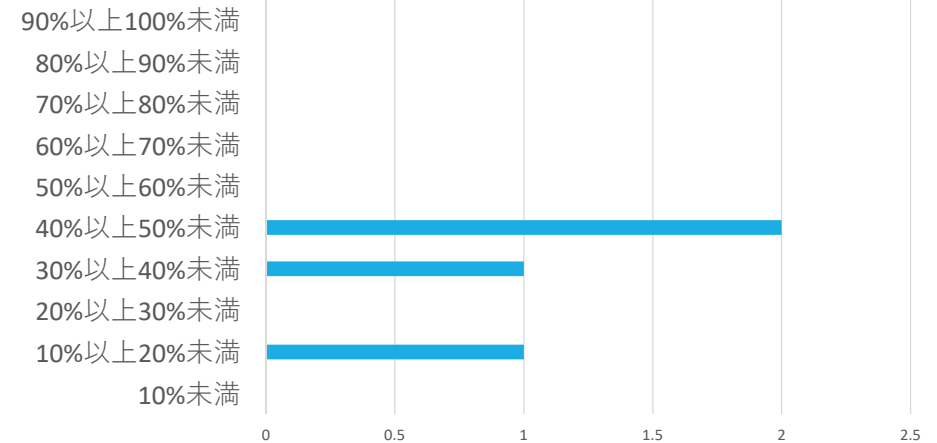
- ・ 利用率が高い区分ほど ～ 赤字事業所割合が低い。
- ・ 収益を増やすためには、利用率・利用者単価の上昇を目指す必要があり、そのためには登録者数の増加や各種加算の積極的な算定に取り組むことが重要となる。

各事業所の定員に対する稼働率の状況

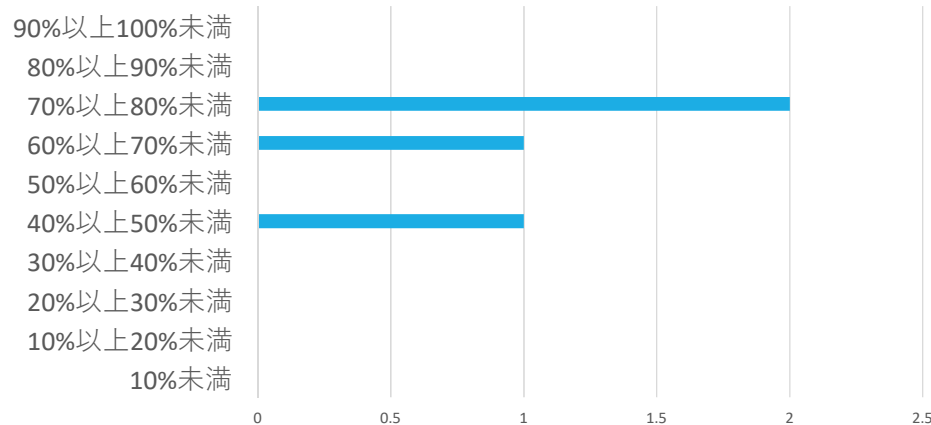
通所介護



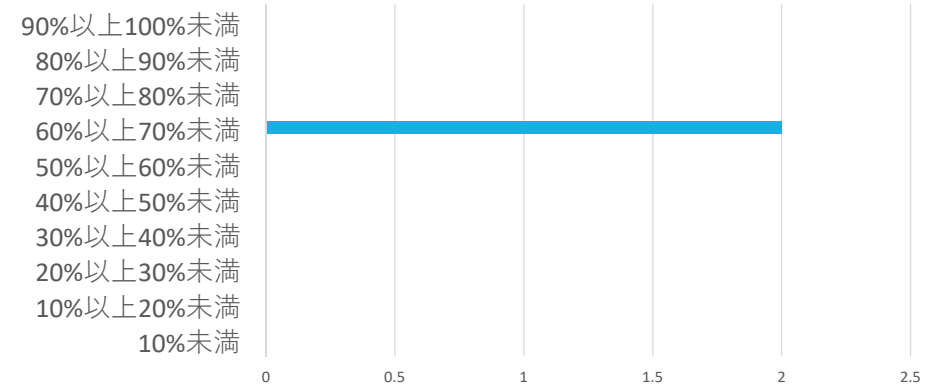
地域密着型通所介護



認知症対応型通所介護

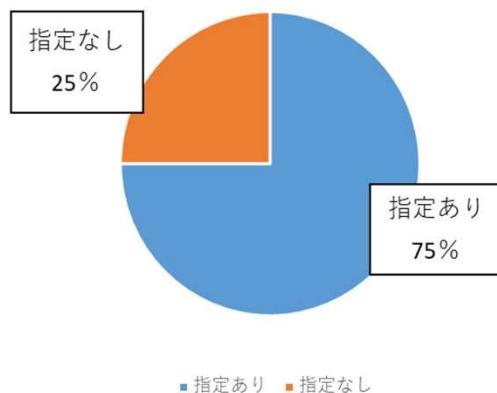


総合事業通所型サービス（単独）

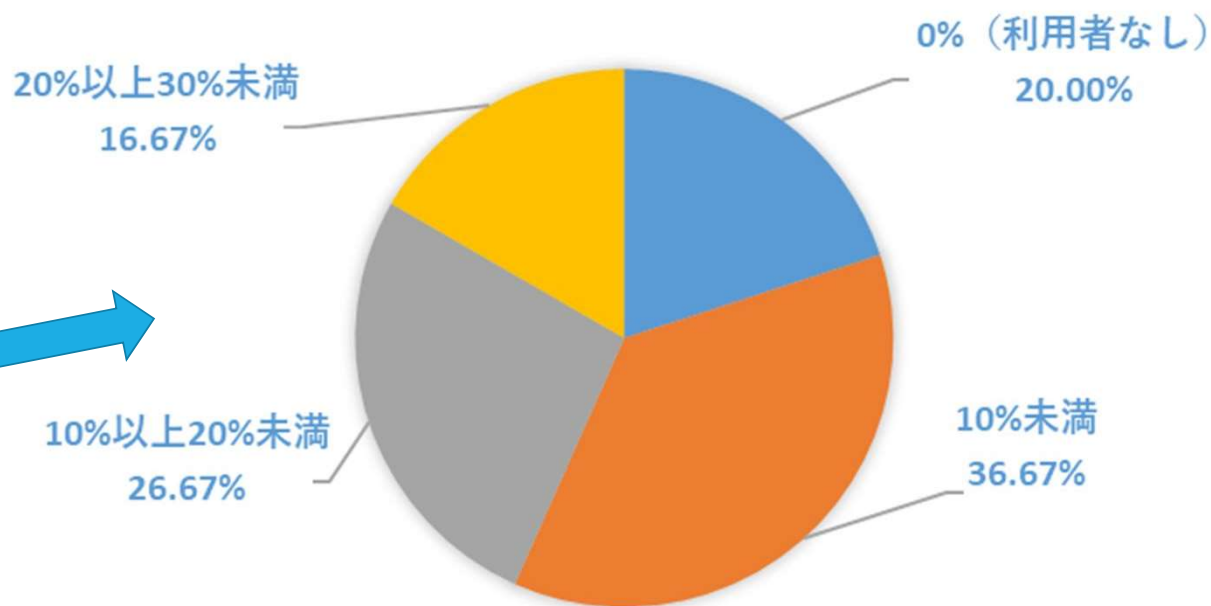


通所介護の定員内の総合事業通所型サービスの状況

通所介護事業所の総合事業通所型サービスの指定の状況



通所介護事業所の定員に対する
総合事業利用者の状況



通所介護事業所の総合事業通所型サービスの指定の状況

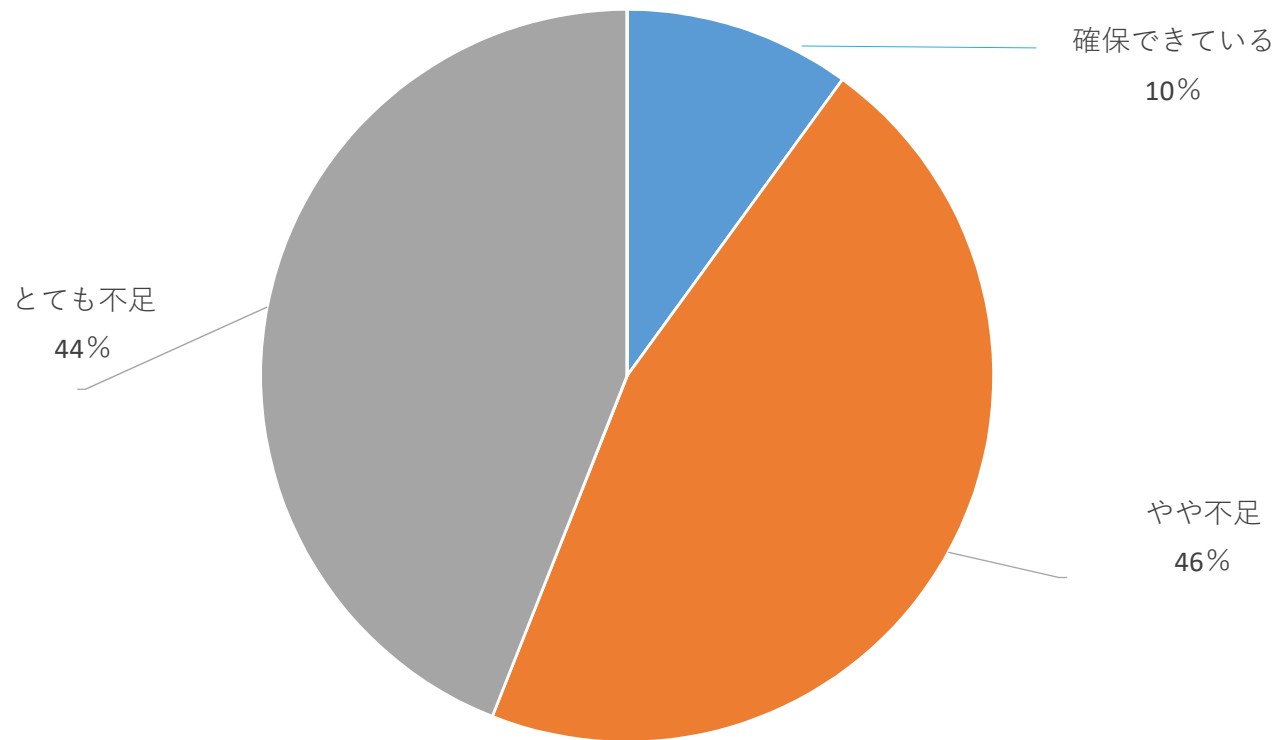
	事業所数	割合
指定あり	30	75.00%
指定なし	10	25.00%
合計	40	100.00%

通所介護事業所の定員に対する総合事業利用者の状況

	事業所数	割合
0% (利用者なし)	6	20.00%
10%未満	11	36.67%
10%以上20%未満	8	26.67%
20%以上30%未満	5	16.67%
合計	30	100.00%

- ・通所介護事業所のうち75.0%の事業所が、定員内で総合事業通所型サービスの指定を受けている。
- ・総合事業の指定を受けた事業所の8割の事業所では、定員の3割未満で総合事業を実施。
- ・総合事業の指定を受けた事業所の2割の事業所では、総合事業の利用者はいない。

利用者充足状況（事業所の捉え方）

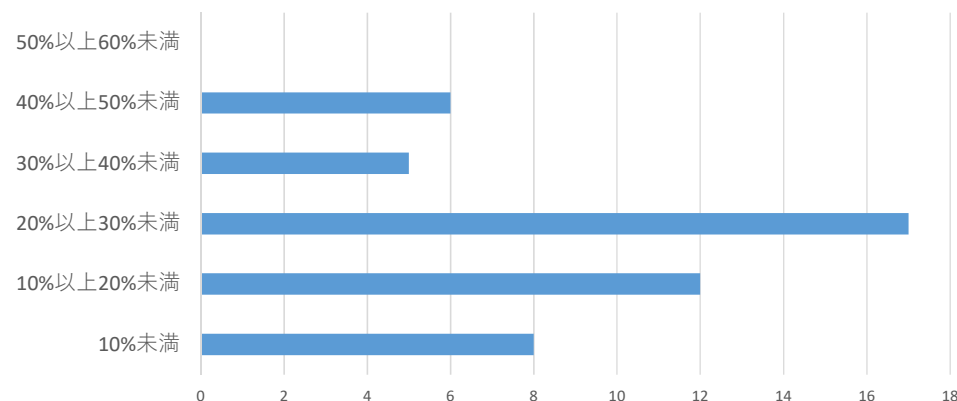


	事業所数					割合
	通所介護	地域密着	認知通所	総合(単)	合計	
①確保できている	5	0	0	0	5	10.0%
②やや不足している	21	0	1	1	23	46.0%
③とても不足している	14	4	3	1	22	44.0%
④その他	0	0	0	0	0	0.0%

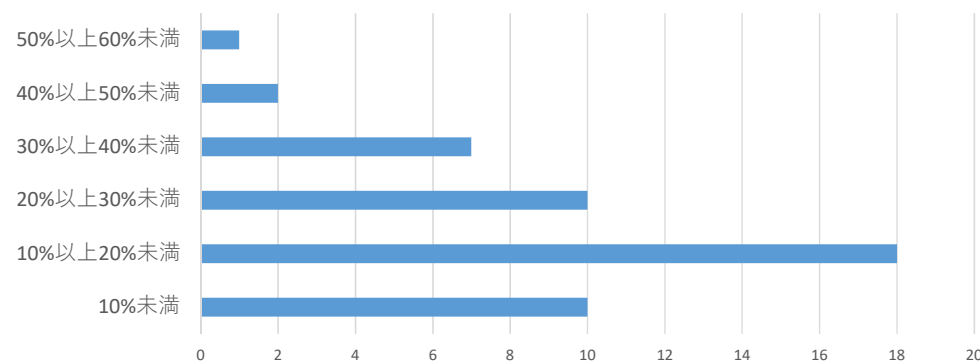
- ・ 1割の事業所が「確保できている」と回答。
- ・ 9割の事業所が「やや不足」「とても不足」と回答。

直近3か月間の新たに利用開始した利用者、利用を終了した利用者

新たに利用開始した人（定員に対する割合別）

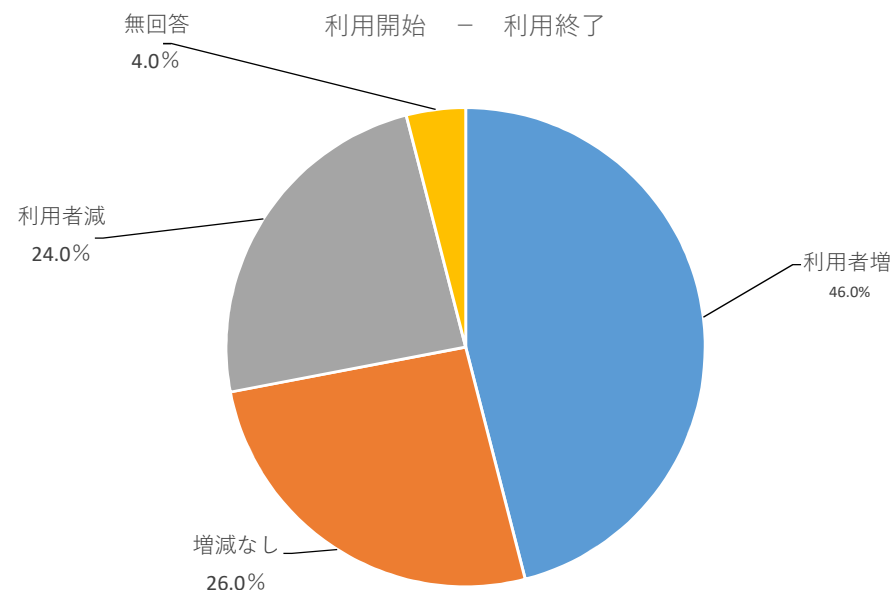


利用終了した人（定員に対する割合別）



新たに利用開始した人数	合計	割合
50%以上60%未満	0	0.0%
40%以上50%未満	6	12.5%
30%以上40%未満	5	10.4%
20%以上30%未満	17	35.4%
10%以上20%未満	12	25.0%
10%未満	8	16.7%

利用を終了した人数	合計	割合
50%以上60%未満	1	2.1%
40%以上50%未満	2	4.2%
30%以上40%未満	7	14.6%
20%以上30%未満	10	20.8%
10%以上20%未満	18	37.5%
10%未満	10	20.8%

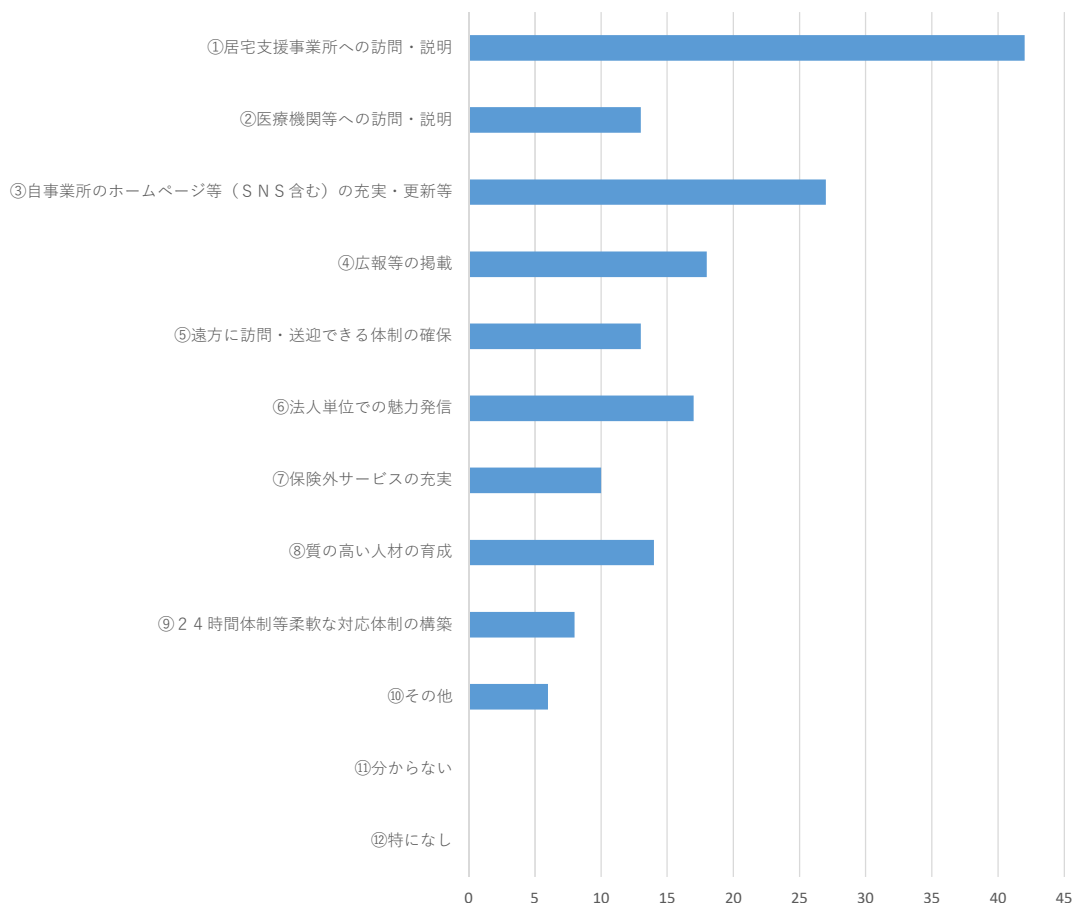


利用開始－(マイナス)利用終了	合計	割合
利用者増	23	46.0%
増減なし	13	26.0%
利用者減	12	24.0%
無回答	2	4.0%

- ・新たに利用開始した人の定員に対する割合で多いのが20%以上30%未満。
- ・利用終了した人の定員に対する割合で多いのが10%以上20%未満。
- ・中には、直近3か月で定員の約半分に人数が「新たに利用開始」又は「利用終了」となっている。
- ・「新たに利用開始」マイナス「利用終了」では、半数近くの事業所で利用者増となっている。

利用者確保のために行っていること

※回答数／回答事業所数



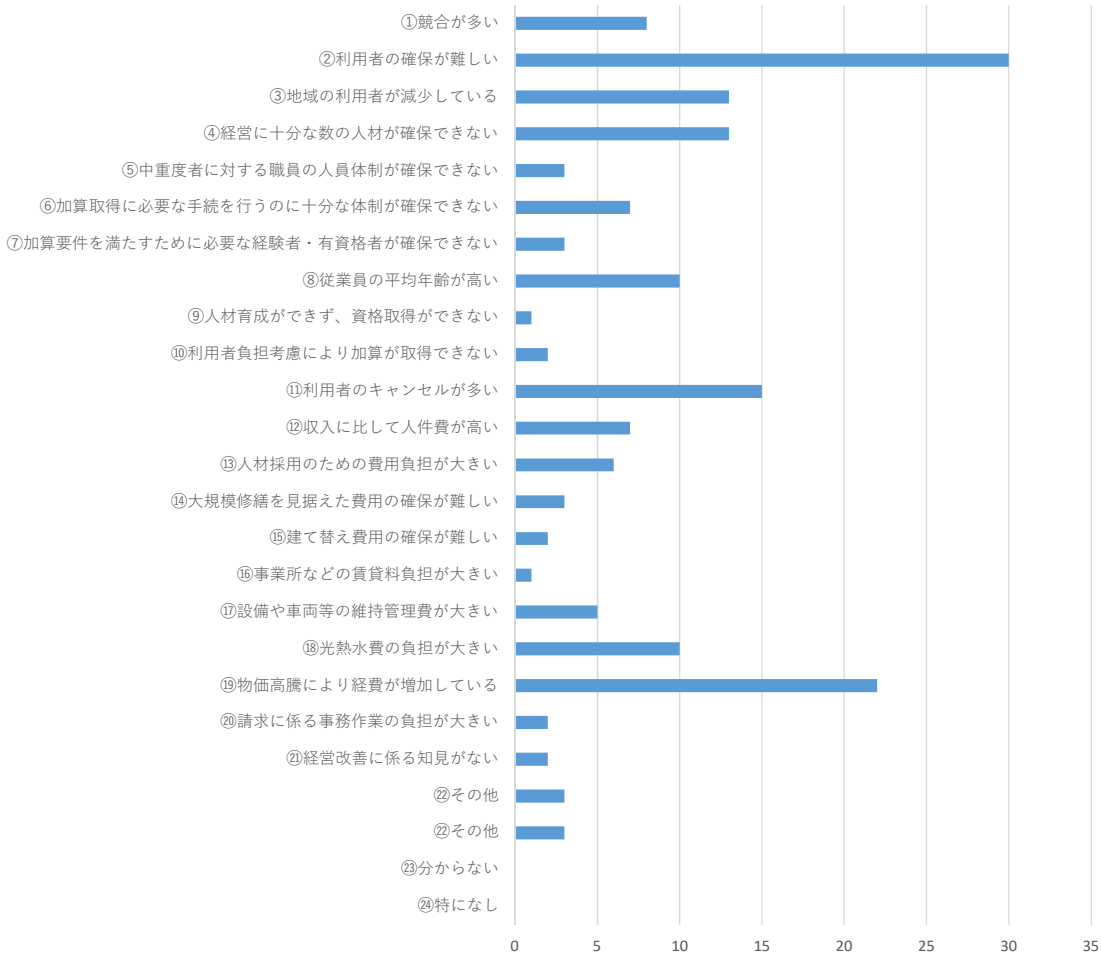
	合計	割合※
①居宅支援事業所への訪問・説明	42	84.0%
②医療機関等への訪問・説明	13	26.0%
③自事業所のホームページ等（SNS含む）の充実・更新等	27	54.0%
④広報等の掲載	18	36.0%
⑤遠方に訪問・送迎できる体制の確保	13	26.0%
⑥法人単位での魅力発信	17	34.0%
⑦保険外サービスの充実	10	20.0%
⑧質の高い人材の育成	14	28.0%
⑨24時間体制等柔軟な対応体制の構築	8	16.0%
⑩その他	6	12.0%
⑪分からない	0	0.0%
⑫特になし	0	0.0%

⑩その他の内容

- ・（柔軟な送迎対応による）個々のペースに応じたサービス提供時間の設定。
- ・他事業所で受け入れられないような重度な利用者だったり、困難ケースなども受け入れを行っている。
- ・市内の地域包括支援センターや、コミュニティセンター等へのチラシ配布。

・回答数が多かった方から、「①居宅支援事業所への訪問・説明」「③自事業所のホームページ等の充実・更新等」「④広報等の掲載」「⑥法人単位での魅力発信」となっている。

事業所の経営に特に影響が大きいと考える課題



㉒その他の内容
・人材確保について、何とか確保できているが紹介業者の紹介料が高すぎる。
・収入単価が低く、また、法改正が頻回な上、それに伴う情報量・書類提出の多さも負担。さらに低収入により、職員人数も必然的に最低限となり職員配置を手厚くすることが困難。

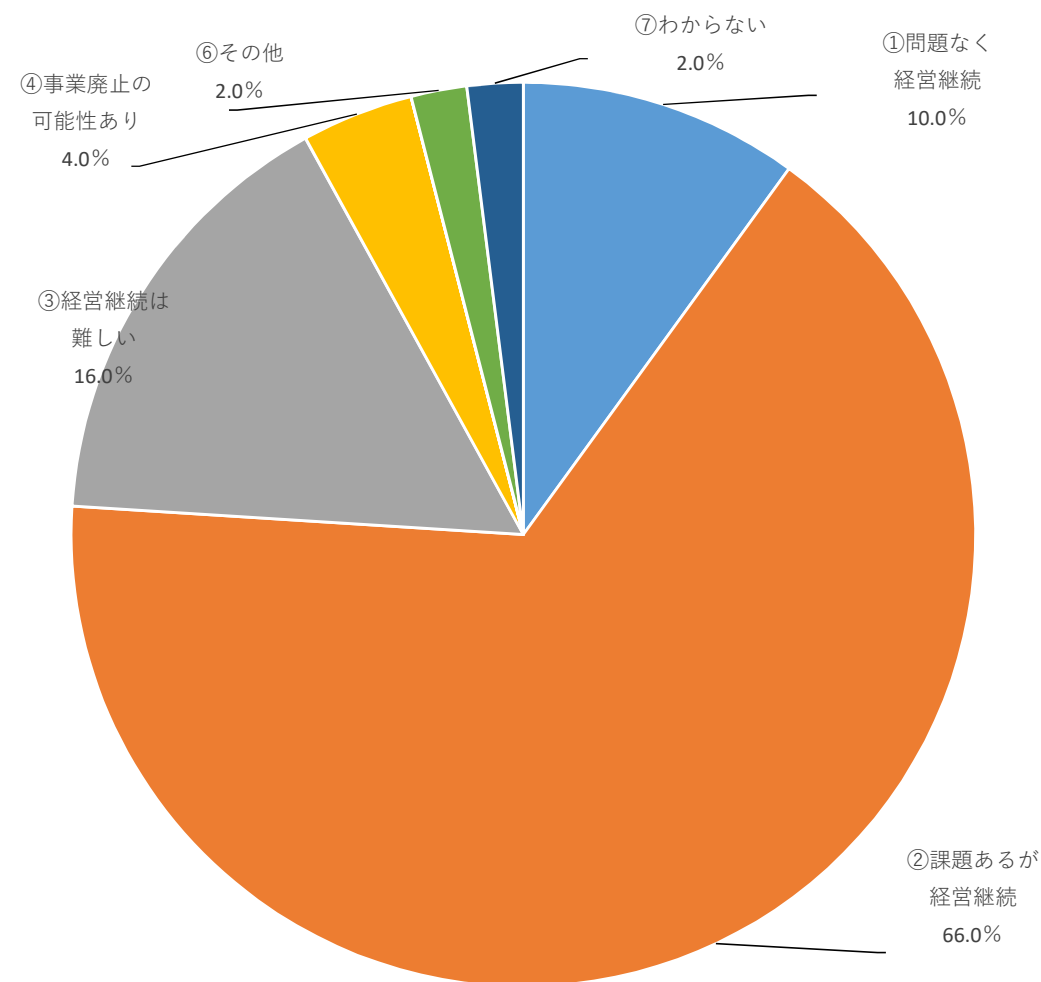
※回答数／回答事業所数

	合計	割合※
①競合が多い	8	16.0%
②利用者の確保が難しい	30	60.0%
③地域の利用者が減少している	13	26.0%
④経営に十分な数の人材が確保できない	13	26.0%
⑤中重度者に対する職員の人員体制が確保できない	3	6.0%
⑥加算取得に必要な手続を行うのに十分な体制が確保できない	7	14.0%
⑦加算要件を満たすために必要な経験者・有資格者が確保できない	3	6.0%
⑧従業員の平均年齢が高い	10	20.0%
⑨人材育成ができず、資格取得ができない	1	2.0%
⑩利用者負担考慮により加算が取得できない	2	4.0%
⑪利用者のキャンセルが多い	15	30.0%
⑫収入に比して人件費が高い	7	14.0%
⑬人材採用のための費用負担が大きい	6	12.0%
⑭大規模修繕を見据えた費用の確保が難しい	3	6.0%
⑮建て替え費用の確保が難しい	2	4.0%
⑯事業所などの賃貸料負担が大きい	1	2.0%
⑰設備や車両等の維持管理費が大きい	5	10.0%
⑱光熱水費の負担が大きい	10	20.0%
⑲物価高騰により経費が増加している	22	44.0%
⑳請求に係る事務作業の負担が大きい	2	4.0%
㉑経営改善に係る知見がない	2	4.0%
㉒その他	3	6.0%
㉓分からない	0	0.0%
㉔特になし	0	0.0%

今後の経営見通し

	合計	割合※
①今後も問題なく経営を継続できる見込みである	5	10.0%
②課題はあるが経営を継続できる見込みがある	33	66.0%
③経営を継続するのは厳しい状況である	8	16.0%
④今後事業を廃止する可能性がある、または廃止予定である	2	4.0%
⑤経営戦略上の統廃合を行う見込みである	0	0.0%
⑥その他	1	2.0%
⑦分からない	1	2.0%

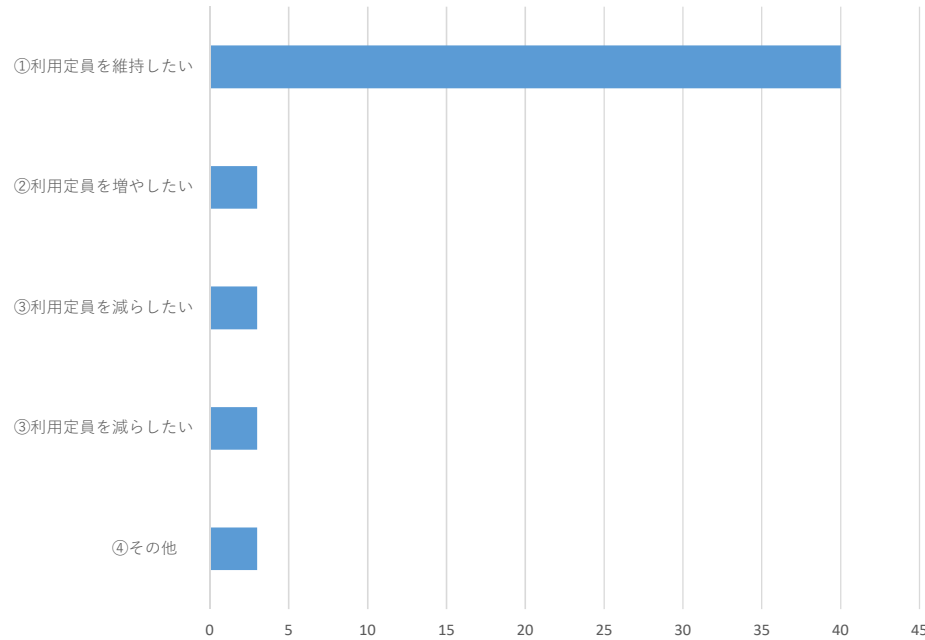
※回答数／回答事業所数



- ・ 8割近い事業所で「①今後も問題なく経営を継続」「②課題はあるが経営を継続できる」と回答。
- ・ 2割の事業所で「③経営を継続するのは厳しい状況」「④今後事業を廃止する可能性がある、または廃止予定」と回答。

事業所の利用定員について

事業所の利用定員について

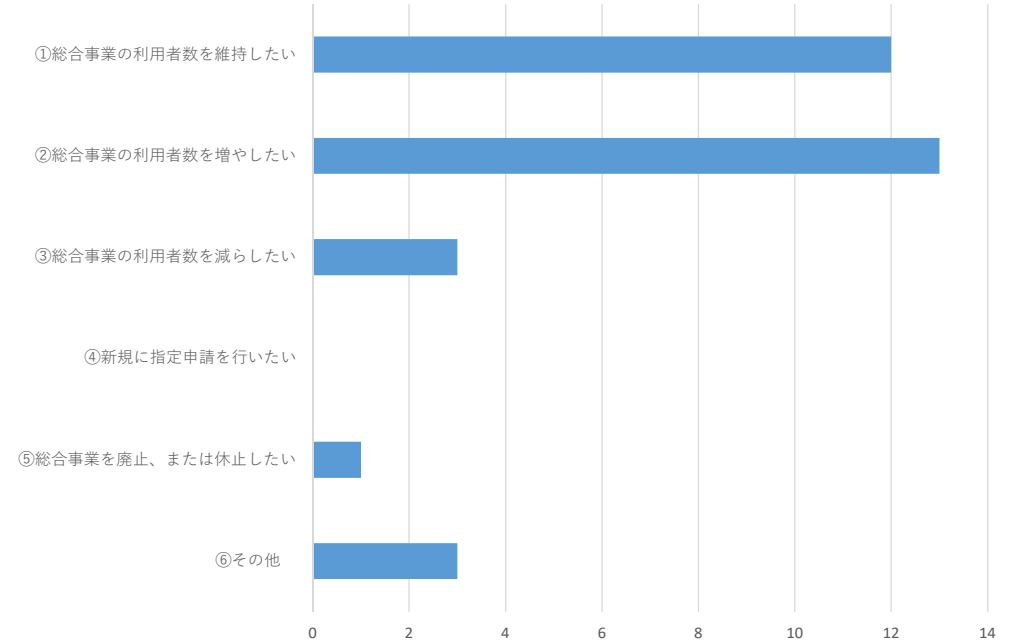


	合計	割合※
①利用定員を維持したい	40	80.0%
②利用定員を増やしたい	3	6.0%
③利用定員を減らしたい	3	6.0%
④その他	3	6.0%

その他の内容

- ・ 検討していない
- ・ 事業の廃止を検討中

総合事業通所型サービスについて



	合計	割合※
①総合事業の利用者数を維持したい	12	24.0%
②総合事業の利用者数を増やしたい	13	26.0%
③総合事業の利用者数を減らしたい	3	6.0%
④新規に指定申請を行いたい	0	0.0%
⑤総合事業を廃止、または休止したい	1	2.0%
⑥その他	3	6.0%

その他の内容

- ・ 積極的ではないが要望があれば対応する。
- ・ 利用者なし

第10期介護保険事業計画期間（令和9～11年度）に向け 事業所の具体的な計画または考えについて

（通所介護）

- ・サービス利用者が減少しており、危機感をもっている。規模を維持したいが、今後の状況によっては縮小や廃止も考えられる。
- ・以前は、包括支援センターや居宅介護支援事業所からの紹介が多くあったが、近年は紹介が減少している。利用者確保が厳しい状況。
- ・サービス利用者が減少し、稼働率が伸び悩んでいる状況である。課題としては、介護人材不足、物価高騰による運営コストの増加。営業日数の縮小を検討中。
- ・具体的な時期は未定だが、今後の稼働率によっては定員削減を検討。
- ・今後も、利用者の増加が見込めなければ、地域密着型への移行も検討する。

（地域密着型通所介護）

- ・認知症対応型通所介護の稼働率の低下や物価の高騰の影響により採算が合わない状況。法人本体施設への併設型を現在検討中。
- ・サービス利用者の減少により、認知症対応型通所介護の廃止予定。
- ・廃止を検討中。

（総合事業通所型サービス）

- ・入院・体調不良等によるキャンセルが多く、計画通りの利用者数が確保できない状態。キャンセルを見越した定員増を検討中。

通所介護事業所等の状況調査

サービス種類			
事業所名			
回答者 職・氏名		電 話	—

1 利用者の状況

問1 貴事業所の利用者の状況を教えてください

利用月	利用者数（延べ利用者数）			営業日数	1日あたりの利用者数	利用定員	稼働率
	通所介護	総合事業 従前相当 A型	計				
令和6年4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							

（利用者数）総合事業通所型など、午前と午後とで別の利用者に対して通所サービスを提供する場合は、月の延べ利用者数を2分の1としてください。（月の延べ利用者数×1/2）

（営業日数）1月あたりの定休日を除く日数

（利用定員）山形県又は酒田市に届出している定員数

問2 貴事業所における利用者充足状況を教えてください。

回答	
----	--

- ① 確保できている
② やや不足している
③ とても不足している
④ その他

【その他の内容】

--

問3 貴事業所において新たに利用を開始した利用者数及び利用を終了した利用者数を教えてください。（直近の過去3か月間（10月、11月、12月）の人数をご記入ください）

新たに利用を開始した人数		人
利用を終了した人数		人

問4 貴事業所において利用者確保のためにやっている取組を教えてください。

（当てはまるもの全てに☑をしてください）

- ① 居宅支援事業所への訪問・説明
② 医療機関等への訪問・説明
③ 自事業所のホームページ等（SNS含む）の充実・更新等
④ 広報等の掲載
⑤ 遠方に訪問・送迎できる体制の確保
⑥ 法人単位での魅力発信
⑦ 保険外サービスの充実
⑧ 質の高い人材の育成
⑨ 24時間体制等柔軟な対応体制の構築
⑩ その他
⑪ 分からない
⑫ 特になし

【その他の内容】

--

2 経営状況

問5 貴事業所の経営について、感じている課題を教えてください。

（特に影響が大きいと考える課題3つまでに☑をしてください）

- ① 競合が多い
② 利用者の確保が難しい
③ 地域の利用者が減少している
④ 経営に十分な数の人材が確保できない
⑤ 中重度者に対する職員の人員体制が確保できない
⑥ 加算取得に必要な手続を行うのに十分な体制が確保できない
⑦ 加算要件を満たすために必要な経験者・有資格者が確保できない
⑧ 従業員の平均年齢が高い
⑨ 人材育成ができず、資格取得ができない
⑩ 利用者負担考慮により加算が取得できない
⑪ 利用者のキャンセルが多い
⑫ 収入に比べて人件費が高い
⑬ 人材採用のための費用負担が大きい
⑭ 大規模修繕を見据えた費用の確保が難しい
⑮ 建て替え費用の確保が難しい
⑯ 事業所などの賃貸料負担が大きい
⑰ 設備や車両等の維持管理費が大きい
⑱ 光熱水費の負担が大きい

- ☐ ⑭ 物価高騰により経費が増加している
☐ ⑮ 請求に係る事務作業の負担が大きい
☐ ⑯ 経営改善に係る知見がない
☐ ⑰ その他
☐ ⑱ 分からない
☐ ⑲ 特になし

【その他の内容】

問6 貴事業所の今後の経営見通しについて教えてください。

- ☐ ① 今後も問題なく経営を継続できる見込みである
☐ ② 課題はあるが経営を継続できる見込みがある
☐ ③ 経営を継続するのは厳しい状況である
☐ ④ 今後事業を廃止する可能性がある、または廃止予定である
☐ ⑤ 経営戦略上の統廃合を行う見込みである
☐ ⑥ その他
☐ ⑦ 分からない

【その他の内容】

3 利用定員

問7 貴事業所の利用定員についてのお考えを教えてください

- ☐ ① 利用定員を維持したい
☐ ② 利用定員を増やしたい
☐ ③ 利用定員を減らしたい
☐ ④ その他

【その他の内容】

問8 貴事業所の総合事業通所型（従前相当、A型）の利用者についてお考えを教えてください

- ☐ ① 総合事業の利用者数を維持したい
☐ ② 総合事業の利用者数を増やしたい
☐ ③ 総合事業の利用者数を減らしたい
☐ ④ 新規に指定申請を行いたい
☐ ⑤ 総合事業を廃止、または休止したい

⑥ その他

【その他の内容】

問9 第10期介護保険事業計画期間（令和9年度～11年度）に向けて、事業所の新規開設廃止、定員の増減など具体的な計画又は、お考えがございましたらご記入をお願いします。

記入例

（例1）サービス利用者が減少し、令和〇年〇月で地域密着型通所介護への移行を検討中。
 （例2）サービス利用者が減少し、令和●年●月での廃止を検討中。

高 第 1 1 4 6 号
令和6年12月24日

各サービス事業所 管理者 様

酒田市健康福祉部高齢者支援課長

通所介護事業所等の状況調査の実施について（依頼）

日頃より、高齢福祉行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、通所介護事業所等の調査を実施することとしました。本調査は、介護サービス事業所等の実態を把握し、第10期介護保険事業計画や今後の施策の参考とするために実施するものですので、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

記

1 調査について

調査票に記入いただきメールにてご回答をお願いします。

2 調査対象事業

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所型従前相当サービス
通所型サービスA

※通所型従前相当サービス・通所型サービスAの事業を、通所介護又は地域密着型通所
介護の事業と一体的に行っている事業所については、一体的に事業を実施する事業
所としてご回答ください。

3 回答期限

令和7年1月15日（水）

4 回答先

酒田市高齢者支援課あてにメールでご回答ください。

酒田市健康福祉部高齢者支援課
介護給付係 田代、長谷部
TEL：0234-26-5363
FAX：0234-26-5796

介護人材確保等に関する介護事業者連絡協議会 通所部会の開催について

日 時 : 令和 7 年 3 月 1 3 日 (木) 午後 6 時 2 0 分～7 時 5 0 分

場 所 : 酒田市総合文化センター 4 階 4 0 1、4 0 2 号室

内 容

(1)通所介護事業所等の状況調査、及び介護人材実態調査の各調査結果報告について

(2)グループワーク

テーマ 『介護人材の確保と育成、働く環境の改善に向けた事業所の取り組み
と課題』

(事業所で行っていることを教えてください。)

- ・新人育成の取り組み、人間関係のよい職場づくり、介護の質を高めるための価値観共有、仕事上のコミュニケーションの円滑化（上司との定期的なミーティング、意見交換など）
- ・労働時間の柔軟化、残業時間の削減、有給休暇の取得促進、仕事と家庭（育児・介護）の両立支援、賃金向上 など

対 象 : 通所部会員、会員（地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く））

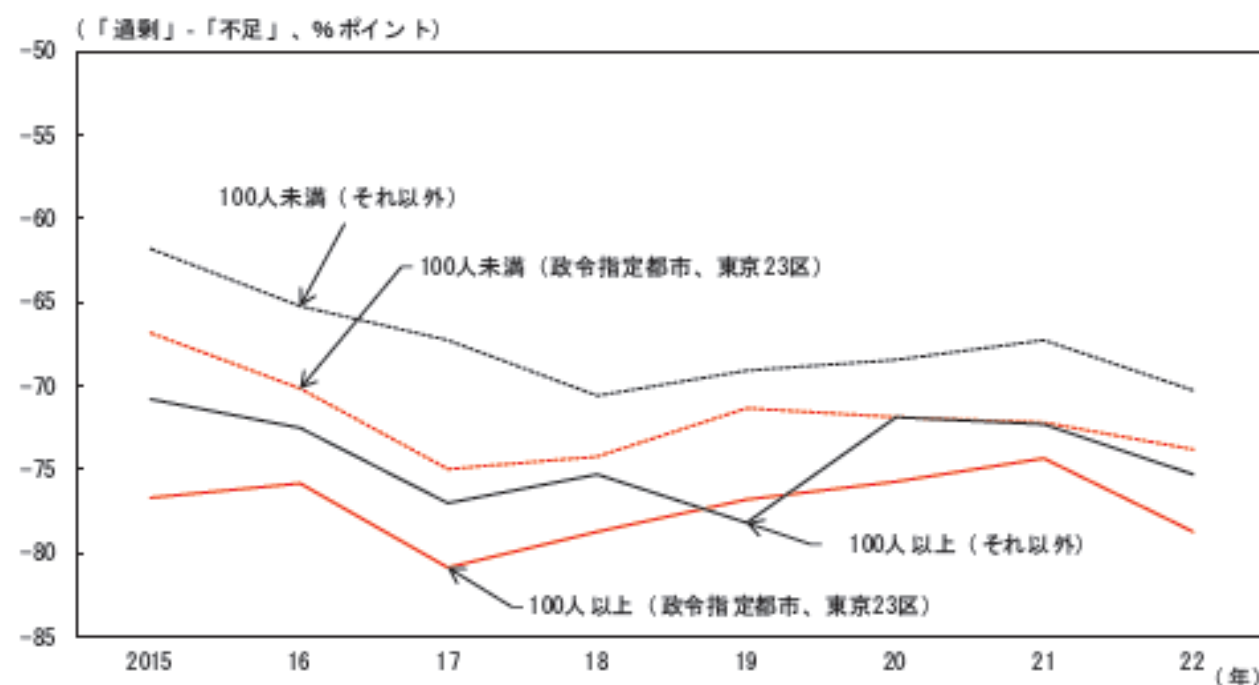
参加者 : 2 2 人（1 8 事業所）

目 的

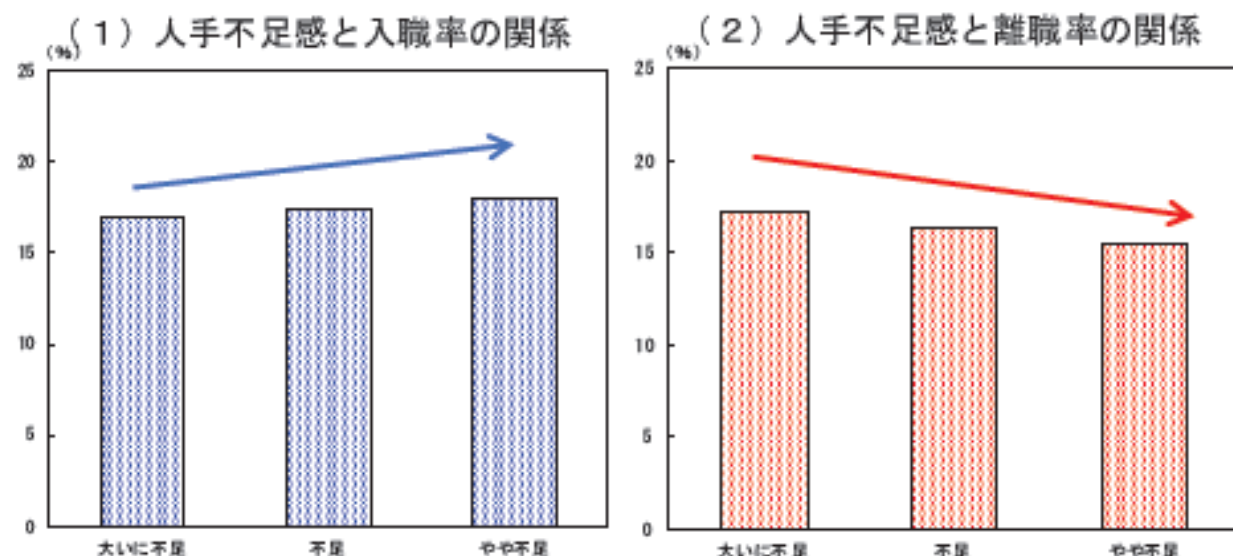
地域における介護人材の現状や課題を介護事業所と共有し、協働した取組を行う

- 介護分野では、都市部や規模の大きい事業所において人手不足感が強くなっている。
- 入職率は低下傾向で推移しており、人手不足への対応としては、まずは離職率を下げていくことが重要。
- 人手不足の緩和に効果がある取組は、その程度によって違いがあるが、介護事業所の平均的な水準以上の賃金水準の確保、相談支援の整備、定期的な賞与の支給、ICT機器等の導入が重要。

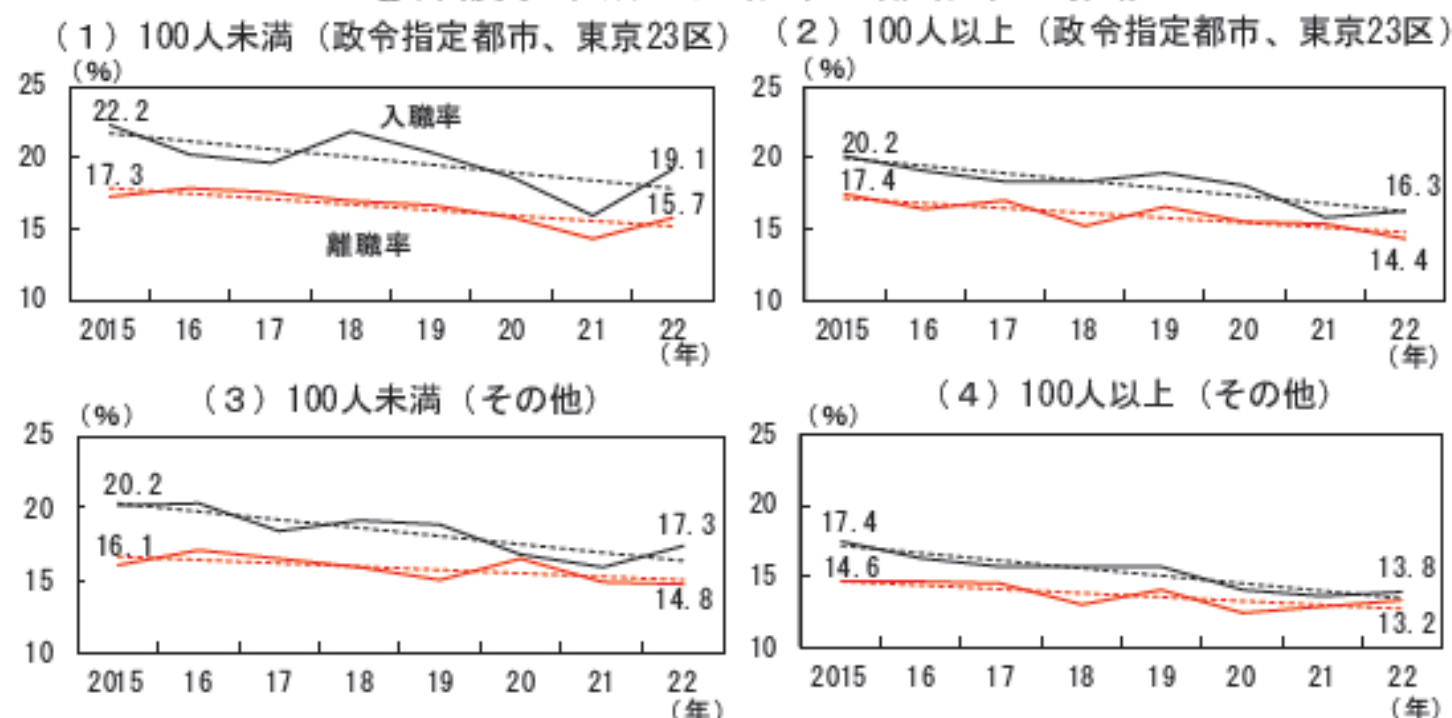
①介護分野を取り巻く人手不足の状況



②介護事業所の人手不足と入職率・離職率の関係



③介護事業所の入職率・離職率の推移



<計量分析の結果>

○人手が「大いに不足」「不足」している場合に効果的な取組

- ・ 職員の身体的な負担を軽減するような介護福祉機器の導入
※入浴の補助に資するものや、車椅子のまま利用できるリフトや体重計等は特に効果あり。
- ・ 相談体制の整備

○人手が「やや不足」している場合に効果的な取組

- ・ 標準的な介護事業所よりも10%程度高い賃金の支給
- ・ 定期的な賞与の支給
- ・ 事務負担を軽減するようなICT機器等の導入
※給与計算等を一元化するシステムや情報共有システムを活用した他事業所との連携システム等

資料出所 （公財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」の個票をもとに作成。

（注）<計量分析の結果>は令和2～4年度の同調査を分析したもの。

グループワークのまとめ

A グループ 人材育成

- ・研修（パワハラの研修で離職防止、ポンテ主催の研修に参加して医療的視点
- ・オンライン研修を受講し、テストをする。堅苦しくない（操ない、怒らないように気を付けて）雰囲気で開催し、ケアの統一を図っている。
- ・若い人材入るも2～3年で辞める人もいる。メンバーを作り「どうしたら楽しく仕事ができるか」話を聴く（職員―後輩）機会を設けている。
- ・卓球、バーベキュー、クイズ大会などで、交流を図り」、仲間作りをしている。
- ・研修制度は充実、離職率は低め。交換研修（他部門）もあり、勤務時間内で1時間くらいオヤツパーティー。
- ・離職は少ないが、新人も少ない。オブラートに包めば伝わらない。直接言ったらへこむ。運転手の高齢化（80歳）もある。定年制度はない。一人一人の希望に合った勤務時間。
- ・離職多い。職員も高齢化（50代後半）。若い人は辞めていく（待遇面）。送迎システムAI化、タブレット

B グループ

- （人材確保）派遣（派遣の買い取り）、外国人の採用、目標を立てて頻回に面談しているが...
- （質の向上）研修（年間）
- （コミュニケーション）委員会活動でチーム分けし、委員会活動を積極的に昔から働いている職員の団結が強く、新人が輪に入りづらい。
- ・業務分担 介護員と助手の業務内容を分ける
- ・若年職員が入ってきた時に、しばらく入ってきていないと、どのように指導すれば良いか悩む。
- ・一人で何役もの業務をこなさないといけない、→本来の仕事ができない。

C グループ

- ・常、離職者が出てどうしようという感じで、不足時、同法人事業所内で対応。SNS等で発信。業務主体→利用者個別性に向けて取り組んでいる。送迎も介護のみではなくリハ担当者も出て行っている。介護業務を改善できるようにリハ職も意見をして抱え込まないよう対応に努めている。
- ・労働環境は有給等まちまちでバラツキがある。（子育て等の方は取得率高い）若い人、一人暮らしの対応、現在課題となっている。

グループワークのまとめ

- ・人材確保、離職者出ると他部署から応援・協力。パーセク、職場の紹介、シルバー人材、中学生へ、初任者研修、資格取得しやすいよう施設で出している。子供いる方、学校行事、独身、子育て終えた方に差が出て、休み・業務負担に不満が出ている。通所リハでも介護とリハ職で見る目も違うので、気軽に言い合える様に、お互い申し送りをする環境づくりに努めている。介護の質を高めるには、月1回の会議を開催し、情報共有。介助に不安ある職員に対して、都度、絞ったやり方でやってる。ラインのやり取り、グループラインでは、緊急の場合や翌日に業務に関することは、個人ラインで対応。
- ・新人で入ってくる方は少なく、中途採用が多い。育成部分の負担は少ないと思うが、前職場の独自のやり方あり。自事業のやり方にしていくのに大変な面もある。人材→子育ての方が多。子育て世代の方と問題起きないようにしている。男性育児休暇を今年から始めた。今後も行っていきたい。報・連・相→今は なく・れん・ぼう。上司から確認を取りながら対応している所です。業務的にしわ寄せあり、利用者への対応が不足、課題となっている。残業では、介護ではなく相談員は残業が多くなってしまう。上司は部下を早く上がらせなくてはいいけないので、隠れて残業をしている。

D グループ

新人育成の取り組み

- ・研修会を行っている（2時間～1週間）
- ・オリエンテーション
- ・ハンドブックの配本
- ・ZOOMを利用した研修

課題...フォローアップが難しい。人材不足による

